

1. 議事日程（第1日目）
(予算決算常任委員会)

令和 4年 9月 21 日
午前 8時 58分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第1号 令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第2号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第3号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (4) 認定第4号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- (5) 認定第8号 令和3年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
- (6) 認定第9号 令和3年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
- (7) 認定第10号 令和3年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
- (8) 認定第11号 令和3年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
- (9) 認定第12号 令和3年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
- (10) 認定第13号 令和3年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
- (11) 認定第14号 令和3年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
- (12) 認定第15号 令和3年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

委員長	金 行 哲 昭	副委員長	新 田 和 明
委員	南 澤 克 彦	委員	田 邊 介 三
委員	山 本 数 博	委員	武 岡 隆 文
委員	芦 田 宏 治	委員	山 根 温 子
委員	先 川 和 幸	委員	児 玉 史 則
委員	大 下 正 幸	委員	山 本 優 久
委員	熊 高 昌 三	委員	石 飛 慶 久

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（55名）

市長	石丸伸二	副市長	米村行公	男荘也
危機管理監	松崎博	総務部長	森道修	二祐視
企画部長	猪掛公	市民部長	藤内近	二晴行子
福祉保健部長兼福祉事務所長	大雄司	消防課長	藤岡國北	浩智伸正
企画部次長	澤政秀	危機管理課長	森沖高	繁恭
総務課長	谷政洋	秘書広報課長	田下本	由美子
財産管理課長	藤誠樹	財政課長	城久中	健信祐
財政課入札・検査担当課長	川昌朗	政策企画課長	村森下	二穂子
総合窓口課長	佐々木満士	税務課長	岡城下	成介昭代
社会環境課長	久光弘	社会福祉課長	村岡下津江	訓平
子育て支援課長	佐藤正	健康長寿課長	岡国若狭	香栄理子
保険医療課長	井上和	会計管理者兼会計課長	森下瀬崎	和裕秋聰幹
消防総務課長	吉川真	警防課長	岡下岡大	邦加一
予防課長	逸見飛	行政委員会総合事務局長	原小笠原	京裕
政策企画課長補佐	安浮勝	社会環境課課長補佐	瀬崎下岡大	
消防総務課長補佐	大田法	警防課課長補佐	岡大中戸	
予防課課長補佐	田野治	総務課行政係長	下迫田森	
総務課職員係長	津希	秘書広報課秘書広報係長	竹末森	
財産管理課管理・營繕係長	大拓也	財産管理課電算管理係長	森近北立	
財政課財政係長	小哲	財政課入札・検査係長	森川栄	
政策企画課企画調整係長	森貞彦	政策企画課地方創生推進係長	田立深	
総合窓口課窓口係長	西本龍	税務課市民税係長	川京	
税務課資産税係長	森川哲	税務課収納係長	一裕	
社会環境課環境生活係長	藤崇也	社会環境課人権多文化共生推進係長	栄理香	
社会福祉課地域福祉係長	岡野あかね	子育て支援課児童福祉係長	香子	
子育て支援課保育係長	国広美佐枝	健康長寿課健康推進係長	京	
保険医療課医療保険年金係長	三宅佐由里	保険医療課介護保険係長		
行政委員会総合事務局係長	三大崎健治			

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
総務主査	日野貴恵	主任主事	山口涉

~~~~~○~~~~~

午前 8時58分 開会

○金行委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は14名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第17回予算決算常任委員会を開会します。

当委員会における議案の審査は、令和4年第3回定例会初日に付託されました認定第1号「令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第17号「令和3年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの17件です。

審査日程は、お手元に配付しておりますとおり、本日と26日の2日間としております。

本日は、危機管理監、総務部、会計課、行政委員会総合事務局、企画部、消防本部、市民部、福祉保健部の審査を行い、26日は、産業部、農業委員会事務局、建設部、公営企業部、教育委員会事務局、議会事務局の審査の後、討論・採決を行います。

この際、審査の方法について、お諮りします。

審査方法については、お手元に配付しました「審査予定表」及び「主要施策の成果に関する説明書」に係る各課の該当ページを記載した「所管別主要施策一覧表」により部局ごとに審査することとし、担当部長から概要の説明を受け、その後、各課の要点の説明を受けて、課ごとに質疑を行います。

会計については、一般会計から審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査いたします。

これに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○金行委員長

異議なしと認め、さように決定しました。

審査に先立ちまして、市長より挨拶を受けます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

本日は、令和3年度一般会計等の決算について審査をいただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

○金行委員長

これより審査に入ります。

認定第1号「令和3年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題とします。

初めに、決算の概要について説明を求めます。

猪掛企画部長。

それでは、令和3年度決算の概要について、普通会計財政状況の資料に基づき御説明をします。

まずは、このたび説明資料につきまして、数字の間違いが大変多く発生しており、資料の差し替えをお願いいたしました。大変申し訳ございませんでした。内部でのチェック体制を再検討し、再発防止に努めたい

と思います。

それでは、資料の1ページをお開きください。財政状況の表でございます。

左上、歳入総額は230億2,743万円、歳出総額は217億9,264万2,000円で、令和3年度の決算規模は、歳入歳出とも、前年度決算額を下回りました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、12億3,478万8,000円で、そのうち3億575万4,000円は翌年度繰越財源となりますので、実質収支は9億2,903万4,000円です。

令和3年度の実質収支から、令和2年度の実質収支を引いて得られる単年度収支は、3億9,597万4,000円となります。

財源調整の役割を果たします財政調整基金については、積立てが41万3,000円で、取り崩しが2億2,900万円となっております。

単年度収支に財政調整基金の積立金といった黒字要因を加え、取崩額といった赤字要因を差し引いて得られる実質単年度収支は、プラス1億6,738万7,000円となります。平成27年度決算以降、6年ぶりの黒字となっております。

右半分の指標につきましては、資料の後半で別途御説明をいたします。続いて、2ページをお開きください。歳入の決算です。

下から2段目、令和3年度の合計ですが、230億2,743万円で、令和2年度と比較して7億8,254万9,000円の減となっております。

以下、令和2年度との比較で、主なものについて説明をいたします。

表の上段でございますが、地方税は全体で34億3,888万2,000円、固定資産税などが減となっております。

表の中段、普通交付税は、78億4,826万2,000円で、臨時経済対策費としての増額交付などで増となっております。

表の中段のやや下、国庫支出金は、33億5,048万1,000円で、大きく減となっております。

3ページに、歳入決算額と内訳を円グラフにしております。歳入全体の特徴としては、特別定額給付金給付事業の関係で、国庫支出金の割合が減ったことや、令和3年8月豪雨災害の影響で、地方債の割合が増えております。

続いて、4ページをお開きください。性質別の歳出決算です。

表の一番下の段、令和3年度の合計ですが、217億9,264万2,000円で、令和2年度と比較して12億115万8,000円の減です。

表の上段の、義務的経費のうち、人件費は33億4,828万3,000円で、災害対策費等が増加しております。

扶助費は、33億1,872万9,000円で、子育て世帯や住民税非課税世帯等への臨時特別給付金による増額です。

その他の経費のうち、補助費等は25億6,680万1,000円で、こちらも特別定額給付金の減などが主な要因となっております。

次に、投資的経費のうち、普通建設事業費は、19億738万8,000円で、担い手育成事業費、私立保育園費などが増となっております。

災害復旧事業費は、13億4,706万7,000円で、令和3年8月豪雨災害の影響で増となっております。

5ページは、性質別歳出決算額と割合を円グラフにしたものです。

このうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、任意には削減することが難しい性質の経費であり、歳出構成比44.1%で、市財政に占める割合が高くなっています。

歳出全体の特徴としては、特別定額給付金給付事業の関係で、補助費の割合が減ったことや、令和3年8月豪雨災害の影響で災害復旧事業費の割合が増えていることです。

続いて、6ページをお開きください。

このページは、目的別の歳出決算です。先ほど説明した、性質別歳出決算を組み替えたものですので、詳細の説明は省略いたします。

続いて、8ページをお開きください。財政状況を示す各指標について説明をいたします。

まず、左側のグラフですが、折れ線グラフは経常収支比率で、財政状況の弾力性をはかる指標です。人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、市税収入、普通交付税などの経常一般財源がどれだけ充当されているかを示す比率です。一般的には、90%を超えると弾力性を欠いているという評価になります。当市においては、88.6%という数値で、令和2年度と比べると4.2ポイント改善しています。

改善の要因としては、計算式の分母となる歳入、経常一般財源が普通交付税の増額などの影響で、令和2年度から約5億円増加したことです。一方、分子のほうですが、歳出、経常一般財源が令和2年度から約8,000万円減少しております。

合併以降最も高い値となった令和元年度から、急激に改善をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や、退職手当組合負担金が特別調整負担金の過年度分の見直しで、令和2年度から3年間減額になっていることで歳出が減少、また普通交付税が増額したことなどで歳入が増加をしております。

以上の理由で、一時的に90%を下回った状態であるため、今後とも、経常的な費用の縮減をし、経常収支比率を抑制するよう努めてまいります。

続いて、右側のグラフを御覧ください。

棒グラフは、地方債残高を示しております。平成19年度から起債の償還を前倒しして繰上償還を進めた結果、平成23年度には約303億円まで残高が減りましたが、平成24年度以降、光ネットワークの整備事業、葬祭場施設の整備事業などの大型事業の実施に伴い、多額の借入れをしたため、地方債残高が増えました。平成25年度以降は、徐々に減少しており、令和3年度の地方債残高は、臨時財政対策債残高を含め、230億円余

りとなっており、合併後最も残高が少なくなっています。

9ページの左側のグラフを御覧ください。折れ線グラフは、実質公債費比率です。

公債費が財政の規模に比べて過大になっていないかをはかる指標です。平成19年度から21年度まで、18%を超えていたことから、起債の借入れに許可が必要な許可団体となっていましたが、平成22年度からは外れております。平成28年度から30年度までは、上昇に転じていましたが、元利償還金が減少したことで、再び減少しております。令和3年度は、12.3%で、合併後最も低い数値となりました。

続いて、右のグラフでございます。折れ線グラフは将来負担比率で、地方債残高や債務負担行為など、将来負担する必要がある費用が財政規模に比べて過大になっていないかをはかる指標です。国が定めた早期改善基準は、350%で、当市の令和3年度の数値は83.9%です。

続いて、10ページをお開きください。普通交付税について説明をします。

普通交付税は、市の面積、人口、公共施設の数、職員の数など行政機関として備えるべき機能を維持するために標準的にかかるであろう費用を算定した基準財政需要額から、当市の税などの収入から算定した基準財政収入額を引いた額が交付をされます。基準財政需要額が表の中段辺りのアの数値、基準財政収入額がその下のイの数値で、普通交付税の額が一番下の数値となっております。令和3年度は、基準財政需要額が114億4,899万1,000円、基準財政収入額は35億9,107万8,000円、普通交付税は78億4,826万2,000円です。令和2年度から臨時経済対策費としての増額交付などの影響で、約3億円増額をしております。

11ページを御覧ください。次に、基金の状況について説明をします。

基金は大きく3つの種類に分けられます。

1つ目は、市の貯金に当たる基金で、財政調整基金と減債基金です。2つ目は、特定目的基金で18の基金があります。3つ目は、特別会計の所管する基金です。

表の上段、財政調整基金と減債基金を併せた残高は、表の右側になりますが、令和3年度末で11億1,863万9,000円となりました。令和2年度から約2億円増額をしております。

令和3年度中の積立と取崩額の状況ですが、令和2年度歳計剰余金3億円と、元金1億3,219万7,000円、利子62万4,000円をそれぞれ積み立てています。また、財源不足の調整財源とするため、財政調整基金を2億2,900万円取り崩しました。

次に、特定目的基金の残高は、18の基金の合計で、57億4,819万8,000円、令和2年度からは約1,500万円減少しております。

特別会計の所管する基金を含めた全ての基金の合計は、右下の数字となりますが、令和3年度末で77億1,917万7,000円となっています。

今後、自主財源の大幅な伸びというのは期待できないことから、長期

的な視野に立って、基金を有効に活用していく必要があります。

続いて、13ページをお開きください。会計別地方債の現在高について説明をします。

この表は、各会計の地方債の残高についてまとめたものです。令和3年度末の残高は、上の表の一番下、上記のうち普通会計分というふうに書いてありますが、その欄でございまして、右から3列目、229億9,294万4,000円、前年度比8億712万1,000円減少しています。

続いて、14ページをお開きください。地方債別現在高及び借入先別現在高について説明します。

左側の表は、先ほどの地方債現在高の事業債の区分ごとに分けたものです。最も多いのは、中段の合併特例事業債で、全体の32.8%を占めています。次に多いのは、臨時財政対策債で、全体の29.4%、その次に、過疎対策事業債で、全体の24.3%を占めています。

地方債現在高は、約230億円ですが、合併特例事業債、過疎対策事業債は70%が交付税措置され、臨時財政対策債は100%措置されますので、実際の市の負担額はそこまで多くありません。しかし、地方債残高が増えるのは好ましいものではありませんので、今後も適切に管理していく必要がございます。

右の表は、借入先別に分けたものです。最も多いのは、財政融資資金の政府資金で、全体の38.4%を占めています。次に多いのは、市中銀行となっておりますが、主に広島銀行から借入れをしています。

なお、15ページ以降は資料編となっております。

令和3年度決算普通会計財政状況については、以上でございますが、引き続き、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

別な資料になりますが、報告書の1ページをお開きください。

総括表として、普通会計における実質赤字比率、全ての会計を合算した連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を記載をしております。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、いずれの会計も実質収支が黒字であることから、赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は、公債費の元利償還金や、公債費に準ずる経費を市の標準財政規模を基本とした額で除した比率で、公債費が財政規模に対して過大になっていないかを確認する数値です。前年度と比較して、0.6ポイント改善し、12.3%となりました。

次に、将来負担比率です。これは、地方債残高や職員の退職手当に係る費用など、将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額を把握し、負債の償還に充てることができる基金等を考慮の上、市の標準財政規模を基本とした額で除した比率です。前年度と比較して、10.8ポイント改善し、83.9%となりました。

2ページをお開きください。2ページからは、それぞれの指標の算定内

容を記載しております。

まず、実質赤字比率です。一般会計等の実質収支額は、9億2,903万4,000円の黒字です。したがって、実質赤字比率は生じていません。

3ページの連結実質赤字比率についても、一般会計等と特別会計等を合算した実質収支、資金収支が黒字であることから、赤字比率は生じておりません。

4ページをお開きください。実質公債費比率です。

この指標は、単年度ごとに算出した数値を3か年の平均で表すこととなっております。中段のオの欄に、令和元年度から令和3年度の単年度の指標を記載していますが、カの欄の3か年平均が12.3%ということになります。

5ページは将来負担比率です。アからクについては、令和3年度末の地方債現在高などの将来的に負担することになっている負債の額です。ケ、コ、サについては、上記将来負担額に係る充当可能財源等で、財政調整基金などの基金や、地方債の元金償還として交付税措置される額などです。将来負担比率の算定方法は、下段のとおりで、比率は83.9%となりました。

6ページをお開きください。令和3年度決算に基づく資金不足比率です。

これは、一般会計等の実質収支に当たる公営企業の資金不足について、事業規模、いわゆる営業収益に対する比率です。総括表に表示していますように、各企業会計の資金不足比率は、いずれも実質収支が黒字であり、資金不足額は生じていないことから、比率として計上されません。

なお、比率が20%を超える場合は、経営の健全化を求める基準となります。

7ページは、法適用の水道事業会計と下水道事業に係る資金不足額等を記載をしております。

水道事業会計は、現金、預金、未収金等の流動資産が未払い費用などの流動負債を上回っており、4億3,600万1,000円の資金剰余額となっています。

下水道事業会計についても、それぞれ資金剰余額となっております。

9ページをお開きください。

9ページは、法非適用の農業集落排水事業特別会計と、浄化槽整備事業特別会計の資金不足額等を記載しております。各会計の実質収支額は、いずれの会計も黒字であり、資金不足額は生じていません。

なお、公営企業会計の運営は、本来、独立採算が原則ですが、現在、これらの公営企業会計においては、使用料収入等の収益で全ての費用を賄うことができないため、収支不足額は一般会計から繰り出しし、補填を行っています。一般会計の将来的な財政状況を鑑みますと、現状のような繰り出しを引き続いてできるかは不透明ですので、使用料等の見直しの基に企業会計の健全かつ安定的な運営に努める必要があります。

以上、財政健全化法に伴う健全化判断比率等の報告をしました。

今後も、より一層の財政健全化を目指し、財源確保と徹底した経費の削減を図り、効率的、効果的な行財政運営に努めていきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長

これより、質疑に入ります。先ほどの概要説明についての質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

ただいま御説明いただきました、健全化判断比率だったり、資金不足比率の報告を伺うと、かなり財政課、企画部、市役所全体で努力されていて、数字が改善されているというところが見えるんですけども、市長がおっしゃる、今後、この先20年、30年と見たときにはお金が足りなくなると、火の車というか、穴の開いた潜水艦というような表現もされていたかと思うんですけども、将来的に今の健全化比率を見る限りは、割と順調な運営をされているのではないかなどと思うんですけども、将来お金が足りなくなるというようなところの部分は、どういった辺りにあるんでしょうか。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

ただいま、南澤委員が御指摘くださった、良くなっているという点は、あくまでも現状についてのみの数字、その評価になります。大変なのはここからなんですね。

具体的に言うと、公共建築物、箱物とインフラ、道路や橋、これらの維持修繕、改修費がこの先20年後ぐらいに爆発的に増えます。それを見据えたときに、今のこの状態のまま20年たてば、このまちはもう潰れると言断します。

なので、財政健全化、財政再建を今から着手して、来るべきその冬の時代、20年後ですね、それに備えていこう、そのように考えています。

南澤委員。

その20年後に来る冬の時代の資産について、確かなものが市役所のほうにあるのだと思うんですけども、そういうった情報というのは公表される考えというのをございますでしょうか。

石丸市長。

ちょっと古い数字になりますが、一番最初に出た公共施設等総合管理計画の中に数字は載っており、そして議会でも報告がされています。ですので、2期目以上の方については全員御認識があるはずです。元職員の方であればなおさらです。

新たにそれをアップデート、リバイズしていますので、それも近く公表します。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより、危機管理監の審査を行います。

概要説明を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

令和3年度決算普通会計財政状況、6ページをお開きください。

それでは、総務部危機管理課が所管する事業の令和3年度決算概要について御説明をいたします。

危機管理課は、非常備消防、消防施設の管理や整備、災害対策、交通安全の推進、防犯、消費者行政の推進に関する経費を所管しており、総務費に計上されております。

総務費の令和3年度決算額のうち、2億2,325万円が危機管理課においての決算額でございます。

昨年度の決算額は、1億7,356万9,000円であり、4,968万1,000円の増額でございます。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策のため、避難所などに各種資機材の購入をしたことや、昨年度発生いたしました災害に伴う職員の時間外勤務手当の増加によるものでございます。

続いて、詳細につきましては、危機管理課長が説明をいたします。

以上です。

続いて、危機管理課の決算について、説明を求めます。

國岡危機管理課長。

失礼します。それでは、詳細につきましては、事務事業評価より御説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。まず、非常備消防事業です。

これは、消防団員の報酬、訓練、出動、防火啓発活動等に関する費用弁償等の支払いをはじめとした事務を行っております。

支出の主なものは、消防団員の報酬、費用弁償、退職報償金です。

出動状況ですが、火災、水害、搜索出動が計42回、延べ3,146名が出動しております。そのほか、訓練、広報、啓発、警戒等の活動を行っております。

成果でございますが、コロナ禍において訓練等の自粛を行う中で、感染症対策を行い、火災、水害をはじめとする出動に対応しました。また、出動に支障が生じないように、毎月の機械器具点検を実施しております。

課題は、団員の高齢化が進む中での若年層の新規団員の確保です。

次のページを御覧ください。消防施設管理整備事業です。

地域消防力の維持を目的としており、消防団活動に必要な施設、設備、資機材の計画的な更新や維持管理のほか、消防水利の整備や維持管理を行っております。

実施内容ですが、小型動力付ポンプ付積載車2台の更新ですが、向原方面隊第1分団と第3分団の車両の更新です。消防指揮車の更新は、美土里方面隊本部の車両の更新です。防火水槽は、吉田町山手と高宮町船木に整備しました。そのほか、消防水利、消防団詰所、車両等の維持修繕

を行っております。

次に成果です。老朽化した車両を計画的に更新しております。

課題ですが、防火水槽の老朽化、維持修繕費が増加しております。

次のページを御覧ください。災害対策事業です。

防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的として事業を実施しております。

実施内容の主なものは、備蓄物資の購入のほか、自主防災活動への補助、連絡会及びセミナーを開催しております。

次に成果です。8件の防災協定の締結により、防災体制の強化を図りました。昨年の豪雨災害時に課題となりました災害廃棄物仮置き場や、車両避難所の確保に対応する協定もありました。

次に課題です。コロナ禍の影響により、訓練の実施を見送られた自主防災組織が多くありました。自主防災活動補助団体数は、例年20団体で、多い年には40団体を超える年もありましたが、令和2年度、3年度と4団体にとどまっております。コロナ禍の状況がますます厳しくなっておりますので、自主防災組織活動に関する機運が停滞しないよう、啓発や支援を充実する必要があると考えております。

次のページを御覧ください。交通安全推進事業です。

実施内容ですが、児童生徒に対する交通安全教室をはじめ、広報啓発の各種事業を実施しております。

高齢者運転免許証自主返納支援事業では、92人が運転免許証を返納されました。

次に成果です。一昨年は2件の死亡事故が発生しましたが、令和3年度はゼロ件でした。

続いて課題です。高齢者が起こす、または引き込まれる事故が18件発生したことから、高齢者ドライバーへの運転教育と、全てのドライバーへの安全運転教育を並行して行う必要があります。

次のページを御覧ください。防犯事業です。

地域安全総合対策の推進では、地域安全推進員の研修会や、防犯啓発活動を行いました。お太助けフォンや広報あきたかたによる情報発信や、青色防犯パトロールによる地域の巡回を実施しております。防犯灯設置事業補助制度の実施では、9団体に20基分の補助金を交付しました。

次に成果です。安芸高田市内における刑法犯罪認知件数は、令和3年度実績が48件です。平成26年度の141件から年々右肩下がりに減少しております。

次に課題です。還付金詐欺、各料金請求詐欺の情報が複数寄せられており、被害を防ぐための継続した広報活動や啓発活動が必要です。

次のページを御覧ください。最後に、消費者行政推進事業です。

消費生活相談や消費者トラブル対処能力向上施策を実施しております。

成果ですが、前年度と比較して、相談件数が減少しておりますので、安芸高田市内における消費者被害が減少傾向にあるものと認識しております。

ます。

一方で課題ですが、若年層の消費トラブルが増えることが予想されており、若年層に対する消費教育、トラブル対応教育が必要と考えております。

以上で、説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

南澤委員。

○南澤委員

5ページの非常備消防事業の事業内容ですね。6の消防団員自動車運転免許取得費補助金について、ちょっと詳しく説明をお願いします。

國岡課長。

この事業は、準中型免許取得1名、AT限定解除1名を見込んでおりました。道路交通法の改正により、平成29年3月以降に免許を取得した者は、3.5トン未満の車両しか運転できなくなっています。こういったことから、さらに令和4年度から、排ガス規制等により3.5トン未満の小型ポンプ積載車は作成できなくなるため、こういった事業をさせていただいております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はございますか。

山本数博委員。

台風対策、大変だったと思いますが、御苦労さまでした。

決算書の118ページ、款項目でいう目の非常備消防費いうのがありますけど、決算書を見渡す限り不用額がどの科目にも高額に載つとるんですね。一番最初なのでちょっとお伺いするんですけど、この不用額に対して、何かその予算執行に対して、市のほうで取組をされておるのかどうか、その辺をお伺いしたいんですが。

猪掛部長。

事業執行については、適正な事業執行をということで、できるだけ不用額を出さないような取組をしておりますが、全体的にコロナウイルスの感染症等で事業ができなくなったということも数多くございますので、特にそれに対して、不用額に対しての取組ということはしておりません。

山本数博委員。

3月の補正予算のときに、かなり減額で調整されたような傾向が見れたんですね。これは不用額を出さんための取組かのういうふうに思ったんですけど、ちょっとこうやってみると、今の117ページの非常備消防の節のほうですが、118ページになりますけど、報償費が2,500万円組んであるんですが、215万3,000円不用額になっておるんですね。予算に対して不用額はそう大きくない言われりやそうかもしれませんけど、215万3,000円もどうしてこがに要らんようになるんかのうというふうに、ちょっとクエスチョンなんですよ。

ここらは、執行見込みを読み込んで、3月に補正されるべきじゃなか

ったかのういうように思うんですけど、予算執行上、そういうことはあまり気にしてないんじやということなのか、その辺をちょっと聞かせてください。

○金行委員長

○松崎危機管理監

松崎危機管理監。

非常備消防の不用額、特に報酬という部分でございます。消防団は、地域の安全・安心を守るために日夜働いてくださっております。その報酬額ですので、即応態勢で業務を行うと、もしその時点で災害があった場合に、お金をお支払いすることができなくなる可能性がありますので、ある程度、山本委員が御指摘して、不用額は極力出さない努力はしたいというふうに思っておりますけれども、やはり消防団、何かあったときにその報酬を払うためのある程度の予算は確保させていただければというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員

事務事業評価シートの5ページなんですけれども、実施内容の3の消防団員等公務災害補償等共済掛金が1,660万8,000円ですか、出ていますが、これ掛金は一人年間3,000円というものなのかなと思うんですけれども、これ割ると数が5,536という数字になるですけれども、どういう計算になっているのかちょっと教えてください。

國岡課長。

この中には、今、南澤委員がおっしゃった公務災害補償等掛金が、団員一人当たり2,980円掛ける865人分、そのほか、退職報償金掛金、こちらも含まれております。これが1万9,200円掛ける865名分、1,660万8,000円、これを合算した数値になっております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員

7ページですね。7ページの災害対策事業の事業費のところで、市の消防ヘリコプター負担金のところがあるんですけれども、ヘリポートが水害の際に水没してしまって使えなかつたということがあって、昨年度、決算のときに検討しますというような、検証しますというような回答があつたかと思うんですけれども、水害時のヘリポートについては、その後、進捗状況はございますでしょうか。

松崎危機管理監。

確認しまして、改めて御回答させてください。すみません。

ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員

同じく7ページなんですけれども、こちらも課題の部分が令和2年度は、コロナ禍でも自主防災組織が訓練等を実施できる方法の検討が必要であるというふうにあつたんですけれども、これ1年たつて何か進展等はあ

ったんでしょうか。

○金行委員長

國岡課長。

○國岡危機管理課長

自主防災活動につきまして、今年度は仕事目標にも掲げまして、かなり充実して取り組ませていただいております。

まず、6月に自主防災組織連絡会及び地域の避難行動計画づくりセミナーを開催させていただきまして、57組織、79名の方が参加をしていただきました。この続きで、7月には災害図上訓練とワークショップを開催させていただきまして、13組織、31名が参加しております。

こういったセミナーやワークショップに参加できない場合は、今後、地域に出向くなど、活動の機運が停滞しないような対応をさせていただいているます。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

石飛委員。

○石 飛 委 員

評価シートの5ページで、先ほど同僚議員が質問されたところの関連なんですが、消防団員等公務災害補償等共済掛金、その辺の保険の制度があるとは思うんですが、本来定数だけで算出して、その後、実数で保険の見直しで還付するというような制度はないんでしょうか。

○金行委員長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

質問を確認しながら答弁をさせていただきます。

恐らく今、石飛委員がおっしゃったのは、定数に対する掛金額、実数に関する掛金額、この差額を還付する制度がないのかという御質問でよろしかったでしょうか。

○金行委員長

石飛委員。

○石 飛 委 員

還付という言葉が悪いと思いますが、例えば、自動車でも多数所有者は、会社は一応契約していて、実数で多分清算するんだと思うんです。だから清算のほうが正しいかも分かりません。

○金行委員長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

清算というような制度がこの場合設けていなくて、実際、定数で掛金を支出するということになっております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、危機管理監の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 9時54分 休憩

午前 9時56分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、総務部の審査を行います。

概要説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長

それでは、令和3年度決算の概要について、総務部に関する各課における主な事業について説明をいたします。

まず最初に、総務課は全体に関する人事管理、法制執務及び、昨年度に引き続き、コロナ支援事業として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を行っております。

続いて、秘書広報課でございます。広報紙の発行、ホームページ及びSNS等を活用しました情報発信を行っております。

財産管理課は、電算と統合しまして、財産管理課と今年度からなっております。財産管理課は、庁舎等の維持管理費を含め、広域ネットワークの保守及び電算システムの維持管理、また未利用財産の売却や貸付けを行っております。

私からは、以上でございます。

詳細につきましては、各課長より説明をさせていただきます。

続いて、総務課の決算について、説明を求めます。

新谷総務課長。

○金行委員長

総務課が所掌します事業の決算概要について、令和3年度主要施策の成果に関する説明書に沿って説明をいたします。

説明書の11ページを御覧ください。人事管理事業です。

事業概要は、職員の人材育成、人事管理、福利厚生や給与管理です。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

職員の人材育成事業では、市独自の研修や、県研修センター等での研修を実施しております。職員人事管理事業では、第4次定員適正化計画に基づく定員管理を行うとともに、人事評価を行っております。職員福利厚生事業や衛生管理事業では、定期健康診断を実施するとともに、カウンセラーによるカウンセリングを実施しております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず成果です。職員の定員管理では、定員適正化計画に沿い、適正管理を行います。また、働き方改革の取組を行っております。さらに、新型コロナ感染症対策として、Webを活用した研修を行いました。

次に課題です。時間外勤務の時間数の削減に向けた取組が引き続き必要であると考えております。

続いて、12ページを御覧ください。総務一般管理事業です。

事業概要は、行政情報提供や顧問弁護士委託等、総務一般管理です。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

行政情報提供事業では、行政嘱託員による通知広報の発送を行っています。宿日直事業では、本庁及び各支所での日直宿直業務を行っています。顧問弁護士委託では、本市顧問弁護士へ相談業務を委託しております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果です。支所の宿日直業務の見直しとして、令和4年10月か

ら機械警備に切り替えるための内容を検討しました。また、行政嘱託員制度の見直しとして、通知広報を郵送等に移行する検討を開始しました。

次に、課題です。行政嘱託員制度の運用について、行政情報の提供を郵送に切り替えたとしても、担っていただいている地域との連絡調整について、整理する必要があると考えております。

続いて、13ページを御覧ください。法制執務事業です。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

法制執務事務では、条例等の制定や改廃を行っています。情報公開、個人情報保護事務では、公開請求や開示請求について、制度運用を行うとともに、公文書等管理、情報公開、個人情報保護審査会委員会を開催しております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果です。申請書等の押印見直しを実施し、約1,300件の事務の押印を廃止しました。また、令和4年度から、電子決裁を実施するため、システムの導入を行いました。

次に、課題です。令和5年春の改正個人情報保護法が施行されるため、準備を進める必要があります。また、業務量の増加、複雑化で専門人材の確保を検討する必要があると考えております。

続いて、14ページを御覧ください。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業です。

事業概要は、住民税非課税世帯等に10万円を給付するものです。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

基準日を令和3年12月10日とし、住民税非課税世帯と家計急変世帯を対象として、非課税世帯3,376世帯、家計急変世帯2世帯、合計3,378世帯、3億3,780万円を支払いました。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果です。迅速に事務を行い、給付を完了いたしました。

次に、課題です。国の通知を受けてから、短期間での内容の調整や制度が複雑なため、対象者にとって分かりにくい部分があつたことです。

以上で、総務課の説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

南澤委員。

11ページ、人事管理事業のところなんですかけれども、令和3年度の当初予算の施政方針のところでですね、人事評価の見直しを含めた人材育成の強化にも注力しますというふうにありました。令和3年度人事評価の見直しや、人材育成の強化はどのようにされたのか伺います。

新谷課長。

人事評価の見直しについてですが、令和3年度において、人事評価をするに当たりまして、課題を抽出いたしまして、課題に対応した運用のほうを進めていったところではあるんですけども、主な点といたしま

○金行委員長

○南澤委員

○金行委員長

○新谷総務課長

しては、被評価者が目標設定いたしまして、評価を管理職のほうがするんですが、調整者というところで、管理職が評価したものを調整する役として、その上の者が調整をするというところがまだ実際運用のほうが至っていなかった部分がありましたので、そこを確立をさせたところです。

あと、フィードバックなんですかでも、調整をし、評価したものをしての被評価者に対してフィードバックしていくというところも確立させて、運用を進めてまいりました。

人材育成につきましては、研修等を充実させて、人材育成をしていったところです。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

決算書の70ページなんんですけど、69、70ページですが、総務費、総務管理費、一般管理費の節の給料の欄が341万8,000円ほど不用額になっておるんですね。その不用額の内訳はどのようになつたるんでしょうか。

新谷課長。

申し訳ございません。不用額の内訳については、ただいまちょっと持ち合わせておりません。

答弁よろしいですか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

ちょっと大きな不用額についてはですね、先ほども質問したんですが、予算執行上、不用額はなるべく出さんように努めるんじやいうお話だったんですけど、私もそう思うんですね。特に不用額は出さないようにして、その財源を運用しながらその1年間の会計処理に当たるというのは本来の姿じやろうと思うんですね。340万円も給与費でそんなに不用額が出るようを感じます。要は、給与を払うようにしてですね、12月に退職者がごっそり辞めて、その支払費用が浮いたんですとか、それは予定できませんよね、急な退職で。1月頃に2人ぐらいぱっと辞める言われたらええっというようなことで残ると思うんですけど。

あとは、その3月までは読めると思うんです。要らないようになるか、要るか。このところは大事になどころなので、待ちますから、すぐ調べて報告してもらうか、それか、後に、この総務の間に調べて、終わるまでにそこのところはどうじやと言つてもらえるんか。

船津係長。

不用額についてですが、手持ちに詳しい資料がありませんが、2人目の副市長の12月に11月までを減額をして、残りがここにあるのと、プラス会計年度任用職員のフルタイムの方の給与の分がここにあります。

詳細のその内訳については、後ほど調べて報告はさせていただこうと思います。

山本数博委員。

○金行委員長

不確かな内容のお話だったんですが、副市長の2人目の給与が、この

中にあることは、今言われたのは12月分から3月分までがこの340万円の中に含まれておるということいいんですか。12月から。ということは、4か月になるので280万円余りがこの不用額の中にあることですか。

○金行委員長 船津係長。

○船津(総務課職員係長) 告させてもらったので、詳細については、調べて後ほど報告します。

○金行委員長 それでよろしゅうございますか。

○山本(数)委員 山本数博委員。

今、副市長言われたんですが、この予算の執行、予算を組み立てるいうところを12月の当時では副市長の2人目は選任同意も予定されないし、予定するんじやとかいう話も聞いてないし、その中で副市長の2人前を残すというのは、予算執行上、私はおかしいと、特に副市長の予算は一般財源ですから、他の財源に回すということが十分できるので、ここは残されたこと自体がおかしいと思うんですけど、いやそうじやないんじやと、これはこれで正しいんじやというところがあるんでしょうか。

○金行委員長 米村副市長。

○米村副市長 昨年の12月定例会のときに説明したと思うんですけど、残り4か月分残しますというのを既に説明して議決を得ています。そこで承認いただいとると認識しております。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 承認したいうふうなことで片づけてもらっちゃいかんと思うんですが、同僚議員が、この減額はどこまでの減額かいうた質問は3月にしました。12月じゃなくてね。3月に質問したら、答弁は、この予算は12月に積算するので、先のことは見込めんで残しましたというのが答弁だと。それおかしいな思ったんですが、その中身で不用額になるんじゃないのかのういうふうに思ったんですけど、先は分からんで残した。それはそれで納得できんかったんですけど、そのときに否決すりやよかったです。

○金行委員長 米村副市長。

○米村副市長 12月定例会のときに、それまでに確定しておる減額すべき月数は減らしております。あの12月、1月、2月、3月分については、まだどこで、選任同意等も出す予定がありますので、どこで出すか分からないので、4か月分を残させていただきますという説明はさせていただいておると思います。

そこで、議決を得ておりますて、その減額する時期が12月が最終でしたので、そういう形で取らさせてもらっております。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 ちょっと私の記憶と違うんですがね、12月じゃなくて3月だと思うんですけど。

○金行委員長 米村副市長。

- 米村副市長 山本議員との認識は私もちよつとよく分かりませんが、12月に減額させていただいておると思います。
- 金行委員長 山本数博委員。  
○山本(数)委員 それならなぜ3月に減額されんかったんですか。  
○金行委員長 行森部長。  
○行森総務部長 いわゆる補正予算、最終の補正予算になりますけど、積算する時期的に、年明けぐらいになってきますので、その点については、今の給与のところについては、触っていないということでございます。
- 金行委員長 山本数博委員。  
○山本(数)委員 年明けいうたら1月だろう思うんですけど、その1月の時点で、2月に2人目の副市長を出す予定とかいうのは、2月になって急に考えられるいうことはちょっと常識では考えられんのですが、そういうことになると、1月にはもう副市長が見つかったと、これは2月に臨時でも開いて、副市長の選任同意をやらないやいけまあと、こういうことなら1月は残しとつて、2、3月は要るので、それで対応して、減額すまいとなったかも分かりませんよね。
- どうも見通しもないのに残す決定をされたというのは、私は予算執行上、認めがたいのうと、こういうように思うんですよ。もう一度お伺いしますけど、正当性の説明をお願いします。
- 金行委員長 石丸市長。  
○石 丸 市 長 まず、副市長の選任は市長の権限です。議会がとやかく言う話ではありません。その見通しについても同様です。当たり前のことをここで言わさないでください。
- で、可能性の話、それから副市長2人体制という下での立てつけの話、既に説明をしています。しっかりと確認をしてください。
- 金行委員長 山本数博委員。  
○山本(数)委員 委員長、今の市長の説明は全く分からんので、市長の権限で副市長をするというのは、提案するというのは市長の権限ですよね。で、提案するのも市長の権限です。それは分かっておるんですが、その予定もないのに予算を残したことについて質問しとるんですね。で、いいよと言って決めるのは議会なんですね。それで予算が執行ということなんですが、市長の今の説明じや、私は全く分からんので、この件については、執行上、私には理解できんと、こういうことでこの質問を終わります。
- 次に質問したいんですが、69ページ、70ページに、やはり12節の委託料があります。この委託料の中身は、先ほど話がありました、弁護士の委託料があるんじやと、こういうように今説明がありましたけど、去年の決算でこの委託料について質問しましたら、去年ですよ、令和2年度か。その分で質問したら、弁護士いうか、裁判費用が2件ほどあります、損害賠償の請求がありますと、このたび、この弁護士委託料の中で、市が訴えられた裁判ですね。これは何件あるんでしょうか。
- 金行委員長 新谷課長。

- 新谷総務課長 令和3年度の決算において、市のほうが弁護士のほうに着手金としてお支払いしている案件が2件あります。
- 金行委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 この2件とも市が訴えられた事件でしょうか。
- 金行委員長 新谷課長。
- 新谷総務課長 そうです。
- 金行委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 どういうような訴えがそれぞれあるんでしょうか。
- 金行委員長 新谷課長。
- 新谷総務課長 1件は、裁決取消し請求。もう1件が、損害賠償請求の2件です。
- 金行委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 損害賠償請求というのは、何を損害賠償請求されたのか。裁決取消し請求というのは、何が市を訴えられるとか、その明細をお願いします。
- 金行委員長 委員長から申し上げます。今、係争中は答弁大丈夫ですか。大丈夫なら言ってもいいんですが、委員長としてお聞きしますが。
- 新谷総務課長 新谷課長。
- 金行委員長 今、係争中の案件ですので、答弁のほうは差し控えさせていただきた  
いと思います。
- 金行委員長 そういうことで。
- 山本(数)委員 山本数博委員。
- 金行委員長 どういったことがそれぞれの係争中に障害があるんでしょうか。
- 新谷総務課長 新谷課長。
- 金行委員長 内容をお伝えすることは控えさせていただきたいと思います。
- 山本(数)委員 山本数博委員。
- 新谷総務課長 判決に影響するから、今ここで内容の説明はできないというんだったら、  
その内容を説明していただいたらいんですが、市民として、安芸高田  
市が訴えられるとんですね。で、その訴えは何なんかいうのを聞いても、  
言われませんいうのはちょっと理解できん。去年の2件の裁判は説明が  
ありました。道路に穴ぼこがあって、それに挟まって転倒して、けがをして、  
それの損害賠償請求事件ですといって言われました、1件はね。  
それでもう1件は、入札に関わって業者の人がその入札は無効じゃった  
が、何か納得できんので、市を訴えるうので訴えられた事件でいう  
て、そこまで説明があったんですよ。このたびは、そういう説明ができ  
ない、そこまでの説明ができないことは、判決にどう影響するんか、  
それも含めて、この2件について説明できない理由を教えていただきた  
いんですけど。
- 金行委員長 答弁できます。暫時休憩しましょうか。
- 新谷総務課長 ここで、ちょうど1時間も近いので、換気休憩を10時35分まで休憩と  
いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時23分 休憩

午前 10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

答弁を引き続きお願ひします。

新谷課長。

○新谷総務課長

個人情報の関係もあり、内容については控えさせていただきたいと思います。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

どうも個人情報、個人情報、名前を言わんでもいいんじゃないですか。こういう裁判で市がこういうふうに関与しとる。去年ね、去年度の裁判2件については、1人は公道を走りよって穴ぼこがあって、自転車でこけられて、けがをされた賠償請求ですいうぐらい、名前は挙げてんなかったですよ。でも事象は説明があった。で、業者名は挙げられませんでしたけど、入札に関わって業者の方が納得できなくて、その損害賠償だったかな、その請求をされた事件です。名前も何も言ってなかつたんですけど、中身は言われましたですよね。

この損害賠償請求というのは、やっぱり自転車で走りよっちゃって、公道を走りよってですね、穴の中に自転車突っ込んでこけて、頭を打ってけがしちゃって、その損害賠償請求ですいうぐらいだったら、いっても個人情報はやっぱり影響しますかね。

ここ全くよう分からん、裁決取消し請求事件というのは、用語だけ読んだんじや全く分からん、今言われたのを聞いてもよう分からんのですけど、わし実は、文書公開請求で支出負担行為、支出命令書は入手しとるんです。で、今言われた事件名が書いてあるんですね。何かよう分からんですよね。そこの中のことの説明というのは、あっても支障がないと思うんですけど、そこらはどうなんでしょうか。やっぱり個人情報の、どこが個人情報に影響するから言えないと、理解できるように説明してください。

○金行委員長

新谷課長。

○新谷総務課長

個人情報を伝えることによって、その個人が推測されることがあってはいけないと思っております。したがって、内容については控えさせていただきたいと思います。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

それじゃあ去年度の決算で2件ほどの裁判の内容について教えていただきましたけど、あの当時の個人情報に対する考え方と、このたびの、今の答弁とは随分違うんですね。推測されるという。自転車で落ちてけがしたというのは、それは推測しましたよ。入札で損害賠償いうか、入札で損害賠償で訴えらえたいうのも、どの業者かのういうて推測しましたけど、全然分からんかったですけど、そういうことを懸念して、これにに関しては言われんということですか。

○金行委員長 行森部長。

○行森総務部長 先ほど来、総務課長が答弁をしておりますが、個人情報の件についてはですね。いわゆる、先ほど最初から申し上げておるとおり、今、係争中なんですね。今、裁判中です。その内容等についても、それも審議をされているわけですね。その中で、今こういうことで、こういうことで、今裁判していますということ自体、例えば、最終判決が出たときに、その事象というのが違とった場合、お互いの言い分とかいろいろあると思いますけど、そういった内容のところも併せて裁判されているわけですから、いわゆるどういうことの裁判かというのは、冒頭申し上げたとおりでございますけど、内容については、いわゆる係争中ということで御理解いただきたいと思いますけど。

改めて、個人が特定できるようなところまで、今ここで説明する必要はないというふうに思っております。

以上です。

山本数博委員。

先ほど、申した内容いうのは、裁決取消し請求事件ですいうのと、損害賠償請求事件ですいう内容だったよね、説明は。それ以外の説明はなかった思いますけど。だから分からんと、どういうことの訴えをされるとか分からんから、概要説明できんかという話をしようんですね。そしたら、個人情報にまつわるから言われんという。議会へ諮る必要はないので、訴えられるとんじやけん、言われん言われりやもう黙って結論を待つしかないかも分からんのですけど、去年の分は概要を言われて、今年は概要を言われんというのが理解できん。

だから要は、理由は個人情報じゃけえ言われんというのがまず1点ですね。裁判に影響するというのは、それほど、ここでこういうことで訴えられるとんですいうってことは、裁判へ影響するとは思わんのですけど、影響されるいうて、今もまた言われましたですよね。どこが影響するなんか説明してください。

○金行委員長 行森総務部長。

○行森総務部長 いわゆる影響と言いますか、今裁判になつたる事象について、いわゆる訴えとる側ですね。そういったことの真偽いうんですかね、それがどうかっていうのを裁判でやられているわけですから、それがここでこういうことで、こういうことでということになると、例えば、市側はそれじゃあそれを認めるとんかというような、変な取り方もされるんじやないかなというふうに思いますし、その内容が、まだはつきり決まっていないんだから、今ここでは控えさせていただきますということを今言つとるわけですね。

そのことを言うことによって、先ほども山本委員が言われましたけど、あれは誰々じゃないか、あれはこうじゃないかとか、そういう憶測というものもまたこれは適当でないよう思いますので、御理解いただきたいと思います。

- 金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。
- 新田委員。 新谷課長。
- 新田委員 12ページの中段辺りの成果と課題のところの、支所の宿日直業務ですね。要は今、地元の方が何人か交代で夜、支所のほうに入られてますけども、そういった業務の停止がくるということで報告というか、聞いていたんですけども、この令和4年10月から実行されるということで、ここにも成果ということで書いてありますが、恐らく今、ここで働いていらっしゃる方は、年金を頂かれて、プラスアルファのこの宿直業務で幾らかという形で、報酬を当てにされていらっしゃった方もいるのではないかと思われる所以、その辺をどのような感じで説明されたのかというところを、もうちょっと詳しく答弁いただきたいと思います。
- 金行委員長 新谷課長。
- 新谷総務課長 宿日直業務の見直しにつきましては、昨年度、シルバー人材センターのほうと委託契約をしておりますので、シルバー人材センターのほうに協議を申入れ進めてきたところです。
- 金行委員長 石丸市長。
- 石丸市長 まず、根本的な理解を持たれていないようなのでお伝えしますが、これは福祉事業ではありません。よろしいですか、皆さん。市役所は行政サービスを提供するという事業であって、そこに雇用されている方の待遇を保証するような趣旨はこの事業の本来のものではありません。正しく御理解、御認識をお持ちください。
- 金行委員長 新田委員。
- 新田委員 そんな事は今聞いてないので、現実きちんと説明されたのかどうなのかを、例えば、シルバー人材センターの方からこういう話がありましたとか、その辺をちょっと聞きたかっただけです。
- 新谷課長のほうで、その辺がもし入っていれば教えてください。
- 石丸市長 石丸市長。
- 金行委員長 今この時間、そしてここに表記されている事業の趣旨から外れています。論点が明確ではない、ずれていますのでお伝えしたとおりです。
- 新谷課長、何かありますか。ございませんね。
- 新谷総務課長 先ほど申し上げたとおり、シルバー人材センターと委託契約を結んでおりますので、シルバー人材センターのほうと協議を進めてまいってきたところです。
- 金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。
- 船津総務課職員係長 船津係長。
- 先ほどの、山本委員からの御質問にあった決算書の70ページ、給与の不用額341万8,178円の内訳です。
- 副市長の給与と会計年度任用職員の給与と職員の給与です。
- 先ほどの説明では、副市長の給与は12月から3月の4か月分と申しましたが、副市長の給与は210万円の残で3か月分、1月から3月までの3か月分です。

この残については、最後の補正予算の締めが1月になっておりますので、このような予算残になっております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、総務課に係る質疑を終了いたします。次に、秘書広報課の決算について、説明を求めます。

北森秘書広報課長。もっと大きな声で言ってください。

それでは、秘書広報課に係る令和3年度決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果に関する説明書の15ページをお願いいたします。

広報広聴事業です。広報紙の発行、ホームページやSNSの管理等、市の情報発信に関する業務と、広聴に関する業務の統括を行っております。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

毎月1回、広報あきたかたを発行し、ホームページやSNSの管理を行い、各課と共同して情報発信を行いました。

広聴事業については、令和3年度は地方創生推進課が所掌し、市民モニター事業、あきたかたMeet-upを実施しました。

右側の成果と課題を御覧ください。

以前より紙媒体とデジタル媒体を活用した情報発信を行ってきておりましたが、新たにツイッターとインスタグラムを開設し、情報発信媒体の多様化を図りました。また、市民が情報の受け手としてだけではなく、参画できる仕組みとして、市民プレリリース制度や市民モニター制度を構築をいたしました。

今後に向けては、数ある情報発信媒体の特性やターゲットを踏まえた効果的な発信の仕方や、組織全体で広報広聴の重要性を共有し、秘書広報課に情報が集まる体制づくりが重要と考えています。

また、市と市民の双方向のコミュニケーションが図れる情報発信にも取り組む必要があると考えております。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

武岡委員。

広報発行事業についてお伺いいたします。

年に12回発行で年間15万9,000部の発行となっております。これらに係る経費が2,197万8,000円、これはホームページの保守管理業務ほかも含めての金額だろうと思うんですが、広報発行に係る実際の額、2,197万8,000円のうちの幾らなのかということをまずお伺いします。

北森課長。

広報紙の発行につきまして、業者のほうに委託をしております。その

金額が、年額が2,001万1,200円となっております。

以上です。

広報紙の発行に係る委託料が2,001万1,200円となっております。

以上です。

武岡委員。

年間15万9,000部ということでござりますと、月に直せば1万3,250部ということなんですが、これについても間違いないですかね。

北森課長。

令和3年度につきましては、年間1万3,250部の発行をしております。

以上です。

武岡委員。

当然、金額を締結した上でこの業務を発注されておると思うんですが、発注の契約の形態、これは単価契約なのか、どういった契約なんでしょう。例えば、1ページ当たり幾らとか、そんなのがあると思うんですが、どういった形で契約をされておるんでしょうか。

北森課長。

令和3年度につきましては、規格ページ数をA4の32ページ、それから4色カラー、発行部数が1万3,250部というところで月額の金額のほうを151万6,000円の消費税というところで契約をさせていただいております。

このページ数につきましては、月によりまして多少、4ページ増であったり、4ページ減というようなところがありますけれども、この契約期間の中において、32ページ平均になるようにその辺りのところの契約でさせていただいているところです。

以上です。

武岡委員、手を挙げてお願ひします。

武岡委員。

申し訳ございません。

ですから、一応1ページの単価は15万1,000円ということで認識させていただいてよろしいですね。

北森課長。

1ページの単価ということがちょっと難しいと思うんですけども、広報紙の編集をするのに、記事を書いたり、取材に行っていただいたら、いろんなものが含まれておりますので、それらの様々な業務を含めて、1か月当たりが151万6,000円ということで考えております。

以上です。

ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

15ページ中段の従事正職員の人事費の部分なんですけども、人事費の令和2年度に比べて1,000万円ぐらい上がっていますし、従事正職員数も増えているんですけども、それはどのような業務が増えてこのような数字になったんでしょうか。

- 金行委員長 北森課長。
- 北森秘書広報課長 こちらにつきましては、市全体の職員の人物費の単価に、それぞれの業務の分量を掛けて出させていただいております。
- これにつきましては、広聴事業のほうをこちらのほうに、このシートの中に一緒に入れさせていただいていることも原因の一つかと思います。
- 以上です。
- 金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。
- 山根委員。 この広報紙の発行責任者はどなたになるんですか。
- 金行委員長 北森課長。
- 北森秘書広報課長 発行責任者としましては、秘書広報課のほうがその広報の発行においては統括をしている部署となりますので、最終的な責任者としましては、市として発行しているということになりますので、市のトップということになるかと思いますが、この広報紙業務に関して言いましては、秘書広報課のほうで責任を持って発行させていただいているというところです。
- 以上です。
- 金行委員長 山根委員。
- 山根委員 令和3年10月号から市政の動きという、内容にちょっと触れますが、これ初めに広報紙アンケートなどで市政の動きを知りたいという声が多くあったためと、今月から市長側からも情報発信を始めますということでした。この市政アンケート、私も改めて見せていただきました。その中に、市長さんや議員さんをもっと身近に感じられるようなコーナーがあるといいですねというような声が1件上がっていましたけど、声が多くかったということは、何件ぐらいあったかお示しください。
- 金行委員長 北森課長。
- 北森秘書広報課長 具体に、今ここで何件ありましたという詳細な数字は持ち合わせておりません。
- 以上です。
- 金行委員長 山根委員。
- 山根委員 多かっただけではなくて、具体的な数値を求められることも多いので、聞かせていただきましたが、こういう中で、私のことも入ってきますけれども、個人的な議員名を上げて、どういうんですかね、その発言が問題があるというようなことも上げられていますけど、これも執行部として、この秘書広報課の判断で上げていらっしゃるということでよろしいんですか。
- 金行委員長 石丸市長。
- 石丸市長 まず今、個人的な名前というふうにおっしゃったんですが、違います。議員個別の名前を上げています。市民一個人をあそこで指摘しているものではありませんので、御存じだと思うんですが、正しく御理解をください。

そして、議会だよりがあるように、執行部側からも情報を発信すべきだという判断をしたまでです。

なぜならばですが、その始めるときにも説明しましたし、途中の経過でも明らかとなりました。議会だよりにうそが書いてあるからですよ。コンプラ条例の下りで、武岡議員の発言、この議場で話したのと全く違う文言が編集によって改ざんされて載せられていたんですよ。ゆゆしき事態だと思います。そういうことがあってはならないので、執行部側からもまた監視する必要があると判断しました。

○金行委員長

山根委員

○山 根 委 員

執行部側からも監視という言葉が出ましたけれども、広報紙について、市政の動きに虚偽のことを載せられて、特に個人のことは言いませんが、虚偽発言という言葉を使って載せられて、それは中身を見たら、全く違うんですね。そういうような一方的な発言、そういう記事を市として載せることを、執行部として認められているのか、そのところを確認いたします。

○金行委員長

石丸市長。

○石 丸 市 長

紙面においては、確かな根拠を持って掲載、紙面を作成しています。もしそれがそうでないというんであれば、それこそ具体的に根拠を示して反論する必要があります。当たり前の所作です。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

先ほど、市長が議会広報紙に虚偽の記載があったという発言をされたんですが、今、山根委員の回答に根拠を持って具体的に指摘をしてくださいと言われました。議会広報を発行する前には、執行部に対して、検閲ではないですが、閲覧を求めております。その中でそういった指摘はなかったですね。ですが、その途中で気づかれたら、その部分は指摘いただいたら修正が可能であったんです。市の広報紙を指摘したら、市長はそのように言われましたけど、我々も、市長が今回答されたような気持でおりますので、その辺を市長として意見を伺いたいと思います。

先ほど、議会広報紙に武岡氏の発言の中に虚偽があったと言われたんですが、そういうふうに気づかれたときになぜ言われなかつたんですか。

○金行委員長

石丸市長。

○石 丸 市 長

大変残念ながら、チェックが漏れたと言わざるを得ません。そして、紙面の責任は、御存じのはずですが、執行部ではありません。チェックする作業があったとしても、最終的に発行責任は議会の担当があるはずです。当たり前の話です。

執行部が見逃したではないかと言って偉そうにするのは、道理が外れています。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

このまま看過するわけにはいかんので言いますけど、今の執行部に照会をして、執行部が気づかなかつたということは、そのことがあるかも分かりませんけど、その後、ここが違うよと、こういう申し出はなぜさ

れんのですか。訂正をすることできますよ、次の分で。

○金行委員長 石丸市長。

それは現状、私が見るようになっていないからです。

では、承知しました。以後、市長まで必ず目を通して、私が承認するまでは発行をしないでいただきたい。そのようにお願ひします。よろしいですか。それがチェックという要求に応えることになります。

○金行委員長 山本数博委員。

承認を求めてはおりませんよ。確認をしてくださいというだけで、今のように、発行責任者はこっちですよ。意見として今、言わせてもらっておきます。

○金行委員長 石丸市長。

全く理屈が通っていません。こちらに、今、責任を求めたんであれば、こちらの了解をもって発行する手続にするのが当たり前です。それができないというのであれば、やはり当初申し上げたとおり、どこまで行つても議会の責任で、内容に細かくチェックを入れる必要があるはずです。それを自分たちでできておらず、いやむしろ、あれは改ざんしていますからね、議会が。録音テープを聞いて、文字を起こしたものを見れば、そういうていないのは明らかです。にもかかわらず、後からさも、もっともらしいことを言ったかのような文章に直している。大変な市民への背徳だと、背信行為だと思います。

ですので、執行部にチェックを求めるのであれば、当然こちらの見解を尊重すべきですし、それができないのであれば、あくまでも議会の責任で正していってください。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

山根委員。

議会のほうの責任になっていますが、今は市の広報紙のことを問題にしているところでございます。市の広報紙の中で、市民の声がたくさんあったから市長と議会の動きを載せるようになったというようなことが書いていらっしゃいますが、後から何件あったか求めます。

さらによろしいですか、委員長。

この市政の動き、書かれていること、もし違うのであれば、反論しろというようなことを市長言われますけど、これ文字になって出たらもう本当にたくさんの方々、この広報紙を見ていらっしゃる方多いので、しつかり回ります。本当にこういう新しい広報になってから、読まれる方が増えているように思いますけれども、それだからこそ、内容についてはしっかりと押さえていただきたい。市政の動きでも、山根議員の虚偽発言というのを出されましたけど、これ、議員必携にもう書いてあります。対外的には議長代表権を有するのを基に言っていることですから、虚偽発言ではありません。

そういうような、ちゃんと事実を押さえて書いていただきたい。それをしつかり執行部として、秘書広報課として確認をして出していただき

たい。そういうことを求めますが、そこについてはどのように確認をして、出していらっしゃるのか、改めてお聞きします。

○金行委員長

○石丸市長

石丸市長。

はい、もう一度繰り返しますが、山根委員長の虚偽発言については、議員必携も文言きちんと確認をし、明らかに議員必携に書いてあるものと、委員長が口走っていた内容が趣旨が異なりますので、取つてつけたものとして、虚偽として扱いました。それだけです。それほど厳密に慎重に記事は作成をしています。

○金行委員長

○山根委員

山根委員。

あのですね、議員必携、解説書です。そのもともとに書いてあります。議長の代表権をしっかりと解釈をさせてください。

それと、執行部として、秘書広報課としてしっかりと広報紙の内容、事実を押さえて出そうというようなことで、どのような方針で、さらには事実、経緯をもって、過程をもって広報紙を出されているのか、お伺いしております。先ほど。それにも答えてください。

○金行委員長

答弁を繰り返しております。それは市長のほうから一応、チェックはしとるということですが、担当課としてはどう思つるかというのを、担当課のほうから最後に答弁をお願いします。

北森課長。

担当課としまして、広報の正確性というところは重視をして出させていただいております。ですので、今おっしゃられるチェック体制ということにつきましては、課の中でもそこの内容については確認をし、それから、部長、副市長、市長と全て目を通させていただいて、確認をした上で発行するように考えております。

以上です。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

南澤委員。

広報広聴事業、成果と課題のところの最後の課題の最後のところですね。市と住民との双方向のコミュニケーションによる情報発信という言葉で先ほど説明されたかと思うんですけども、ちょっと具体的なイメージがいまいちわからないので、その辺り、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

北森課長。

これはですね、例えば、今、市の公式LINEのほうで情報発信のほうをしておりますけれども、それが一方的な発信に終わらず、LINEを活用したその市民の方からこちらに情報を届けていただくようなものも今後は考えていいかなというところで検討をしているところでございます。

以上です。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって、秘書広報課に係る質疑を終了いたします。

次に、財産管理課の決算について、説明を求めます。

高藤財産管理課長。

○高藤財産管理課長 財産管理課が所掌します事業の決算概要について説明します。

説明に入る前に、資料に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

主要施策の成果に関する説明書、22ページ、用度管理事業、活動指標、本庁舎輪転機使用枚数です。実績値としまして118万9,030枚と記載しておりますが、実際には121万7,615枚でございました。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、主要施策の成果に関する説明書、16ページをお願いいたします。広域ネットワーク事業です。

実施内容ですが、セキュリティ強化のための老朽装置の更新を実施しました。広域ネットワーク保守では、定期的なセキュリティ対策を行うとともに、インターネット系、LGWAN系に常に最新のセキュリティ状態を維持してまいりました。

その成果でございますが、ネットワークは1年間ほぼ安定した運用ができました。

課題といたしまして、個人情報の漏えい、システム障害による業務停止などの対応として、ネットワークやセキュリティ対策等に関する最新情報の入手と、安全安定かつ効率的な運用についての調査研究が必要と考えています。

次に、17ページ、電算システム事業です。

実施内容ですが、内部情報系システム電子決裁導入業務では、財務会計、文書管理等の電子決裁を導入し、併せて、出納審査の電子化を実現しました。また、テレワークシステム拡張業務では、システムパソコン50台分の拡張を行ったところでございます。

その成果といたしまして、電子決裁導入、テレワークシステムの拡張業務によりまして、業務の効率化と利便性の向上が図られました。また、セキュリティ研修によりまして、マイナンバー制度と個人情報保護に関するセキュリティ意識の向上とその周知徹底を図りました。

課題といたしましては、マイナンバー制度においては、毎年度、制度改正が続いている、不透明な部分が多い状況が続いております。また、個人情報等の漏えい防止のためには、人的セキュリティ対策のさらなる向上が必要と考えています。

次に、18ページ、一般車両管理事業です。

実施内容ですが、公用車の総括管理では、台帳を基にメンテナンスを実施しています。また、10年10万キロを基準に、老朽車両を廃止し、維持管理コスト削減のために、普通自動車から軽自動車への車種変更とフルメンテナンスリース車両を導入しております。廃車車両の売却では、

インターネット入札によりまして、売却を実施しました。

その成果として、インターネット入札による廃車車両5台の売却を行い、114万3,000円の収入となりました。

課題としましては、職員の公用車での事故が多発しており、事故防止の啓発が必要です。また、環境への配慮などから、電気自動車の導入も検討が必要と考えています。

次に、19ページ、公有財産管理事業です。

実施内容ですが、公有財産の総括管理では、台帳整備、未利用地の売却、貸付け等を実施しました。また、吉田町日南山工業団地の面災害復旧工事、新たな試みとして、民間提案制度指針を策定しました。

その成果として、未利用地1か所を売却、114件の貸付け、太陽光発電事業として3万2,000平米を貸付け利活用を行いました。また、新たな民間活力の導入の仕組みとしまして、制度を新たに策定しました。

課題としましては、現在の遊休未利用地は狭小で、不便な立地が大部分であります。今後の処分活用等を模索する必要があります。そして、先ほどの民間提案制度の積極的な活用を進める必要があると考えています。

次に、20ページ、地域活動拠点施設事業でございます。

実施内容ですが、基幹集会所管理運営では、31施設、30団体との指定管理の年度別協定を締結しています。寺山地区多目的集会所は、改修の実施設計を行いました。また、コロナ対応では、蔓延防止対策のための利用自粛要請を実施しました。小規模集会施設設置整備費補助金を交付しております。

その成果として、4件の、先ほどの整備補助金を交付し、地域のコミュニティ活動の支援を行いました。また、コロナ対策として、基幹集会施設での会食の自粛を利用者に要請し、蔓延防止対応等を行いました。

課題としましては、長期修繕契約については、状況確認等からも定期的な見直しが必要と考えています。また、八千代基幹集落センターの在り方も、今後検討が必要と思っております。

次に、21ページ、庁舎管理事業です。

実施内容ですが、本庁舎、支所の維持管理として、修繕、各種の保守業務を行いました。また、施設修繕工事では、向原支所の非常用発電電池取替えや、コロナ対策として、避難施設の網戸の設置、その他では電力供給の一括入札を実施しました。

その成果としまして、修繕や各種の保守点検を実施し、本庁、支所の適正な維持管理ができました。また、コロナ対応として、消毒関係用品等を購入し、感染拡大防止を図りました。

課題としては、各支所は老朽化や保守経費の支払いにより管理コストが増加をしています。施設管理計画の方針も含めまして、総合的な支所の在り方を検討する必要があります。

次に、22ページ、用度管理事業です。

実施内容ですが、消耗品管理では、各課に担当者を選任し、共用消耗品の払い出しを実施するとともに、業者からの見積もりによる一括発注を行いました。また、事務機器の総括管理では、更新する事務機器を全庁で集約しております。また、封筒に掲載する広告の募集を行っております。

その成果として、消耗品の購入は見積もり入札によりまして、購入額を抑えることができ、また、広告募集により12万円の収入となりました。

課題としましては、用紙の使用量削減のため、電子媒体の推進が必要と考えています。そして、大量配布物や事務用品の購入が増加傾向でありますので、削減に向けた職員への意識づけが必要と考えておるところです。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

山本数博委員。

広域ネットワーク網とか、基幹業務系とか、LGWAN系とかいうのが16ページにありますけど、行政情報の推進いうところで、10月1日から庁舎の開庁時間の変更がありますけど、ここの行政情報化の推進いうところで、市民が市役所にほとんど来ることがないなるようなこのシステムを、ここの項目で考えられるとるんか、他の部署なのか、そのところをちょっとお伺いします。

高藤課長。

市民の方への申請の仕方としましては、電子申請といったことも各担当のほうで進められているところがあります。そういったところは今後伸びてくると思いますが、電算関係のうちの業務としましては、そこまではやっていないところです。

各課のほうが、今後いろいろな国のシステムを進める中での業務であったり、そのほか、市単独の業務であったり、そういったところは、今後、電子化ということで進めることができます。

以上でございます。

ほかに質疑はございますでしょうか。

南澤委員。

18ページ、一般車両管理事業についてで、課題のところで、昨年来、公用車による車両事故の件数の報告がありましたが、令和2年度と比較して、令和3年度の交通事故の数というものは減少したんでしょうか。

高藤課長。

令和3年度、14件、実はございました。その前なんですが、実際にその前は21件ということで多かったんですが、その以前には少ない年もありまして、12件とかいう年がありました。そういった中で、14件ということでまだまだ少なくなるのではないかということで、今後も啓発を進めたいということで記載させていただいております。

以上でございます。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

同じく18ページなんですけども、リース車両が2台増えて、廃車車両が5台、要は減ったということなんですけども、昨年度リース車両の割合を増やしていくというふうなことだったんですけど、現状、これで何%になったんでしょうか。

高藤課長。

○金行委員長

リース車両の関係でございますが、現在、財産管理課で管理しておりますリース車両のほうが、財産管理課に54台車を管理しております。そうした中で、リース車両のほうの台数が6台減少して6台増えたということで、状況は変わってない状況でございます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

すみません、ちょっと答弁が分かりません。リース車両が6台減って、6台増えたということですか。ここにリース車両が今2台増えたというの。結局でも全体数としては変わらないことでしょうか。

○金行委員長

ここで、換気のため、11時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時24分 休憩

午前 11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

答弁を求めます。

高藤課長。

○高藤財産管理課長

先ほどの公用車のリース車の割合でございます。全体的なところを見ると、先ほどの52%ということで言われたことは、今年も約52.1%ということで、ほとんど変わっておりません。

ただ、財産管理課のところを見てみると、財産管理課の昨年のリース車両の割合を見ますと、75.3%でございます。そうした中で、今年は77.1%ということで、先ほどの2台分増えておるということで、その辺で若干増えています。

以上でございます。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

若干ですが増えているということで、これもリース車両の割合を増やすということの、いわゆる計画どおりに進んでいるというふうに捉えて もよろしいんでしょうか。

高藤課長。

○金行委員長

公用車を更新する中で、新たなどころにつきましては、リース車両と

ということで考えておりますので、予定どおりだと思っております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、財産管理課に係る質疑を終了いたします。

ここで、総務部全体に係る質疑を行います。

質疑はございませんか。

南澤委員。

○南澤委員

事務事業評価シートで、例えば12ページとか、13ページとか、課題のところで検討する必要がある、整理する必要があると、同じく20ページ、21ページにも検討する必要があるというふうに課題についてあるんすけれども、検討すると言わずに、する必要があると、必要性を認識していながらこういう表現になるのは、どういったことが理由なんでしょうか。

○金行委員長

答弁を。

行森総務部長。

○行森総務部長

大変抽象的な回答なのかも分かりませんが、いわゆる検討をするだけではなくて、さらに強く検討する必要があると、ちょっとおかしいですかね。

いわゆる、実際に実施をしていかなくちゃいけないわけなんで、私の感覚的には、より強く。申し訳ないです。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

これは、部長は意気込みについて語ってくれたんですけど、と同時に、立てつけの問題が大きいという認識です。何かと言うと、成果と課題としてありますので、ここでは、必要性を明記するというのが適切だと考えています。

何をやりますというのは、それは方針なので、必然的に課題から導かれるわけなんですけども、ここでは課題を書くところになっていますので、こういう表記になっているという認識を持っています。

意気込みも含まれているというふうに捉えていただいて結構です。

ほかに質疑ございますでしょうか

山本優委員。

事業内容ではないので、歳入について一つ聞きたいんですが、八千代にある舟券ショップからの地域整備協力金ですか。昨年は1,600万円が予算計上されていたと思うんですよ。これ今、記述、歳入のところを探しても見えないんですが、どこへ入つるんでしょうか。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時39分 休憩

午前 11時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

今の答弁。

猪掛部長。

○猪掛企画部長

歳入の関係ですが、少し調べて、財政のほうから後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

山根委員。

○山 根 委 員

15ページですね。秘書広報課の広報事業についての（3）SNS管理についてですね。公式アカウントをツイッターについても、インスタグラムについても開設されているというような実施内容ですが、市長のツイッターアカウント、これは市のアカウントなんでしょうか。そのところお答えください。

○金行委員長

石丸市長。

○石 丸 市 長

山根議員が、御自身で一般質問の中で述べられたと思うんですが、述べられました。石丸伸二（安芸高田市長）と書いてありますと述べられましたよね。その御認識のとおりです。市長のアカウントです。

○金行委員長

山根委員。

公式アカウントかと聞いているんです。それにお答えください。

石丸市長。

公式の定義が今ひとつ分からいんですが、市役所という組織で扱っているアカウントとは別です。市長が管理しているアカウント、それが石丸伸二（安芸高田市長）です。

山根委員。

あのですね、公式アカウントには決まりがいっぱいあります。私もちょっと見せていただいたことがありますけど。これをちゃんとクリアできるアカウントを持たれているのか、それが公式アカウントだと思いませんけど、石丸伸二（安芸高田市長）、それは安芸高田市長ですが、それが安芸高田市としての公式のアカウントとして認められているものかとお聞きしているんです。これについて、しっかりと、はっきりとお答えください。

石丸市長。

まず間違いなく、山根議員は今、係争中の案件について質問をされています。この場、議員としての立場にかこつけて、自身の係争中の内容に言及されています。それについて、今この場で述べることが適切かどうかなんですが、私は適切だと思いませんので、回答を控えるべきだと考えます。

山根委員。

これはですね、結婚縁結び事業の廃止に当たって、ツイッターで答えを3つ言わわれています。そのツイートされているもの、そういうものをちゃんと議会に対しても答えられるものであるならば、公式アカウント

を使っていただきたい。そういう意味で言っているんです。だから、公式アカウントか、個人のアカウントを分けて使われているならいいんですけども、そういう事業の廃止の説明を個人のアカウントで、個人のアカウントなんですか、あれは。だからあれが公式なのか、個人なのか、そういう意味で聞いているんですよ。

○金行委員長 石丸市長。

○石 丸 市 長 何度も申し上げますが、よろしいですか。個人というものは存在しません。議員であり、市長という立場でこの場では発言をしてますし、私はアカウントをそのように運用しています。

ですので、あそこで述べられた見解、意見、主張、疑問、問題提起、市長としての立場で行っています。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。

北森課長。

すみません、先ほど山根議員のほうから御質疑いただきました件につきまして、どのぐらいの意見が寄せられているかということについてなんですかでも、広報紙のアンケートのほうをさせていただいた際に、応募総数が513件ありました。その中で、コメントのほうをつけていたいているものがあるんですけども、それを増やしてほしい情報コーナーについてということで出していただいたものを整理をしますと、このコーナーを増やしてほしいというものの中の20%が、そういった市政の動きというようなものが知りたいということに、拾った結果なっているというところです。

以上です。

山根委員。

20%というのは何件ですか。

北森課長。

増やしてほしいコーナーについて、意見のほうが寄せられたのが160件、そのうちの33件についてが市政の動き、具体にはつきり市政の動きというような表記ではありませんけれども、そういったものが広報紙のほうに掲載されることを望まれているというものの数を拾った件数が33件となっております。

以上です。

ほかに質疑はなしと認めてよろしいですか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、総務部に係る一般会計の審査を終了いたします。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時47分 休憩

午前 11時48分 再開

~~~~~○~~~~~

- 金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。
- ここで、認定第1号の審査を一時休止し、総務部に係る特別会計決算の審査に移ります。
- 認定第8号「令和3年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について」の件から、認定第15号「令和3年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について」の件までの8件を一括して議題とします。
- 概要の説明を求めます。
- 行森総務部長
- 行森総務部長 昨年より、市内の財産区は8つの財産区が議会制から管理会制に移行されております。それに伴いまして、管理会に移行した財産区の予算決算は市議会で認定の議決をいただくこととなります。
- なお、安芸高田市管理条例第8条の規定の管理会の同意は得ておりますので、その旨報告をさせていただきます。
- 各財産区の決算の詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。
- 金行委員長 高藤財産管理課長。
- 高藤財産管理課長 それでは、財産区の関係の決算の説明をさせていただきます。
- 決算書274、275ページをお開きください。決算書でございます。
- 吉田財産区決算です。
- 歳入の主なものでございます。繰越金となっております。
- 次に、276、277ページをお開きください。
- 歳出は、管理会の委員報酬です。
- 次に、278から280ページでございます。財産に関する調書です。
- 決算年度中の増減はございません。
- それでは、続きまして、中馬財産区決算です。
- 決算書287、288ページをお願いします。
- 歳入の主なものは、中電、KDD Iへの土地貸付料と繰越金です。
- 次に、289、290ページ。
- 歳出の主なものです。委員報酬、区有林の管理資機材の購入、下中馬地区への区有林維持管理交付金です。
- 次に、291から293ページの財産に関する調書ですが、増減のほうはありません。
- 次に、横田財産区決算です。
- 決算書、300、301ページをお願いします。
- 歳入の主なものが、繰越金です。
- 次に、302、303ページです。
- 歳出は、管理会委員報酬です。
- 次に、304から306ページの財産に関する調書、増減はありません。
- 次は、本郷財産区決算です。
- 決算書313、314ページです。
- 歳入の主なものは、財政調整基金繰入金、繰越金です。

次に、315、316ページ、歳出の主なものは、委員報酬、森林保険料です。

次に、317から319ページの財産に関する調書、年度中の増減につきましては、一番最後になりますが、財政調整基金が13万5,000円減少しました。

次に、北財産区です。

決算書、326、327ページです。

歳入の主なものは、中電と家畜集合施設への土地貸付料と繰越金です。

328、329ページ、歳出の主なものは、委員報酬です。

次に、330から332ページの財産に関する調書、年度中の増減はありません。

次に、来原財産区決算です。

決算書、339、340ページ、歳入の主なものは、繰越金です。

次に、341、342ページ、歳出は委員報酬です。

次に、343ページから345ページの財産に関する調書、増減はありません。

次に、船佐財産区決算です。

決算書、352ページ、353ページ、歳入は繰越金です。

次に、354、355ページ、歳出は支出がございません。

356から358ページの財産に関する調書、増減はありません。

次に、川根財産区決算です。

決算書、365、366ページ、歳入の主なものは、繰越金です。

次に、367、368ページ、歳出は委員報酬です。

369から371ページの財産に関する調書、年度中の増減はございません。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号「令和3年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について」の件から、認定第15号「令和3年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について」の件まで8件の審査を終了といたします。

以上で、総務部に係る特別会計の審査を終了いたします。

ここで、説明委員交代のため、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開します。

先ほど、山本優議員からの質疑がございましたので、答弁を。

沖田課長。

○沖田財政課長

総務部の全体質疑の中にありました、場外舟券売り場上に係る歳入なんですけれども、決算書の62ページをお開きください。

下段の総務関係雑入、3,686万8,076円のうち、環境整備協力金として2,055万7,856円を歳入として計上しております。

以上です。

○金行委員長

山本優委員。

○山本(優)委員

普通はあのぐらいの金額だったら、明細として名目上記入されるんじゃないかと思うんですが、その点は何ででしょうか。

沖田課長。

○沖田財政課長

決算の中では、現在、総務関係雑入という中で一括して記載をしておりまして、予算のときには、内訳としての細かい環境整備交付金は幾らというふうな内訳は示しておるんですが、決算の中では一括してというところで掲載させていただいておる状況でございます。

○金行委員長

よろしいですか。

認定第1号、一般会計決算の審査を再開します。

これより、会計課の決算について、審査を行います。

要点の説明を求めます。

森岡会計管理者。

○森岡<sup>会計管理者兼会計課長</sup>

会計課所掌の令和3年度決算状況につきまして、主要施策の成果に関する説明書に基づき御説明をいたします。

148ページをお開きください。事務事業名は、会計管理事業で、事業費の決算額は514万2,000円でございます。

実施内容は、現金の出納及び保管等の出納事務で、支払期限内に迅速適正に支払い事務を行うため、令和4年度からの電子決裁システムの導入も念頭に据え、職員の事務処理能力の向上を図る取組を実施いたしました。

成果としましては、総支払件数に占める電子データによる振込件数の割合は前年度とほぼ同数値を維持、また、相手先口座の消滅や異動等による振込不納件数は前年度より減少し、振込適正化率としては99.76%と高い水準を維持しております。

課題といたしましては、職員の事務処理能力の向上が挙げられ、今後も公金の適正な管理のため、取組を継続してまいりたいと考えます。

以上で、決算内容の説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、会計課の審査を終了いたします。

次に、行政委員会総合事務局の決算について、審査を行います。

要点の説明を求めます。

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局

失礼します。行政委員会総合事務局に係る決算について、要点の説明をいたします。

それでは、説明書の186ページをお願いをいたします。監査委員事業です。

実施内容として、例月現金出納検査をはじめ、5種類11件の監査等を行いました。

成果として、年間監査計画のとおり実施し、その結果をホームページで公表しました。

課題として、定期監査の対象は実施期間の関係で、年間1つの部局としているため、効率的かつ効果的に実施する必要があります。

次に、187ページをお願いいたします。選挙管理委員会事業です。

実施内容として、委員会を12回開催し、議案91件を審議しました。また、検察審査員及び裁判員、それぞれの候補者、予定者の選定を行いました。

成果として、必要な議案を審議するとともに、委員会の事務を行いました。

課題として、選挙制度の改正に応じて必要な事務を行う必要があります。

次に、188ページをお願いします。選挙啓発事業です。

実施内容として、明るい選挙推進協議会の役員会総会、小中学生による選挙啓発ポスター募集など、常時啓発及び選挙時の啓発を実施しました。

成果として、明るい選挙推進協議会と連携し、啓発活動に取り組むことができました。

課題として、明るい選挙推進協議会の組織見直しや、啓発活動を工夫する必要があります。

続いて、189ページをお願いします。選挙執行事業です。

実施内容として、参議院広島県選出議員再選挙、衆議院議員総選挙、広島県知事選挙、向原町財産区議会議員一般選挙の4種類の選挙を執行しました。

成果として、これら選挙についてはおおむね適正に執行管理することができました。

課題として、適正な選挙執行体制を維持するため、事務処理要領の点検等に継続して取り組む必要があります。

続いて、190ページをお願いします。公平委員会事業です。

実施内容として、加入する連合会等の総会は、コロナ禍のため、書面審議となりました。また、委員会を3回開催しました。

成果として、広島県公平委員会連合会の会長市としての用務を適切に行うとともに、不利益処分に対する審査請求を裁決しました。

課題として、審査請求や措置要求を迅速適正に処理するため、今後も、知識の習得に努める必要があります。

最後に、191ページをお願いします。固定資産評価審査委員会事業です。

実施内容として、審査申出はなく、委員会を2回開催し、研修会1回に参加しました。

成果として、委員会の円滑な運営のため、研修会に参加しています。

課題として、迅速かつ適正な審査決定のため、引き続き、知識の習得に努める必要があります。

以上で、要点の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

南澤委員。

○南澤委員

118ページ、選挙啓発事業の成果と課題の課題の部分で、明るい選挙推進協議会の組織の見直しと書いてありますが、どういったところが見直しをするべき課題が、どういったところに課題があるんでしょうか。

国司事務局長。

○金行委員長

明るい選挙推進協議会の組織見直しということですが、選挙管理委員会事務局がこの団体の事務局も担っております。役員さんは全てボランティアで活動していただいております。

この間、役員さんが減少傾向が続いているとして、2年に1回の総会がありますけども、2年前は51名いらっしゃいましたが、だんだんと高齢化等を主な理由として、今現在、30人を切る状況となっております。

そういう中で、そういう体制と言いますか、今後、これまでと同じような啓発活動が継続してできるか、当然、事務局としても内容については関わってきますが、基本的には団体の自主性というのが尊重されますので、これまでと同じような活動ができるかどうかというところが、今の役員さんの減少というところで課題となっております。

今後、役員会等の中で、そこら議論をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員

186ページなんですけれども、課題として、今後も効率的で効果的な実施に努めていく必要があると記載されておりますけれども、分析のほうの効率性についての部分は、現状で最小限のコストであるというふうに書かれています。ですから、これ以上効率というか、それ以上上げようがないんじゃないかなと思いつつ、でも過大に取り上げられているというところが、この辺はどのようにお考えなんでしょうか。

国司事務局長。

○金行委員長

評価シートの分析の欄の効率性のところについての御質問だったと思います。

分析としては、現状が最適ということで評価をしておりますが、課題

として、当然、最適であるがゆえに、その状況、そういういた最適な状態を継続していかなければならないと、そのために効率的、効果的な実施という意識をしっかりと持つていかなければいけないという意味で、あえて、分析としては最適ということですけども、課題として上げて、常にそういういた意識を持っていくということで認識しております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、行政委員会総合事務局の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時12分 休憩

午後 1時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、企画部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

猪掛企画部長。

○猪掛企画部長

それでは、企画部に係る令和3年度決算の概要について説明します。

まず、財政運営としては、新型コロナウイルス感染症対策や、経済対策、また、令和3年8月豪雨災害など、速やかに対応するために、第13号までの補正予算の編成を行っております。

次に、観光施設関連の施設の経営改善については、総務省の経営・財務マネジメント強化事業を利用し、経営分析と課題の取りまとめを行うとともに、今後、大規模改修の要否や、運営改善など、採算性の改善に向けて検討を行いました。

そのほか、市全域の都市構想を再定義し、市中心部と周辺地域との都市機能の連携の在り方を示すため、都市計画マスターplanの策定へ着手、また市内2つの高等学校がそれぞれの特徴を生かし、魅力づくりを進めるため、高校と地域の連携強化戦略会議を設置し、協議を始めています。

以上、概要説明とさせていただき、詳細については、それぞれ担当課長より説明をいたします。

続いて、財政課の決算について、説明を求めます。

沖田財政課長。

財政課の事務事業評価シートの説明をします。

23ページをお開きください。

基金管理事業です。この事業は、基金の管理事務を行っています。

実施内容ですが、基金の預入利子392万5,000円、各基金のルールなどに基づき、6億4,178万2,000円の元金積立てを行いました。また、活用

については、地域振興基金をはじめ、計8のその他特定目的基金を各事業に約5億2,800万円充当しました。

次に、成果と課題です。

成果は、災害など緊急的な取り崩しの対応のため、歳計剩余金のうち、3億円を財政調整基金に積立て、また、目的に応じた特定目的基金の活用を行いました。

次に課題ですが、市の貯金である財政調整基金の年度末残高が約6億8,000万円、減債基金が約4億4,000万円となりました。その他の特定目的基金の活用と併せ、歳計剩余金を財政調整基金へ積立て、適正な基金運用を行う必要があります。

続いて、24ページをお開きください。

財政管理事業です。この事業は、予算編成、決算、地方交付税の算定などの事務を行っています。また、令和3年3月に策定した財政健全化計画第3次改訂版で掲げた健全化方策の着実な実施と、社会情勢の変化や新たな課題に対応した健全な財政運営を目指しています。

実施内容ですが、昨年は7月に財政説明会、12月に決算説明会を開催し、市の将来のため、人口減少に対応した持続可能な財政運営へと切り替える必要が生じていること、公共建築物の削減を進めるなどと説明しました。

次に成果と課題です。

成果は、多くの方々の参加を得て開催した説明会において、市の財政状況と今後の方針を広く周知することができました。また、補正予算を13回編成し、新型コロナ対策や災害復旧など、速やかな事業対応を行いました。

次に課題ですが、本市の将来の展望は決して楽観できない状況にあります。そのため、あらゆる事務事業の再設計をし、早急に持続可能な形へと変えていく必要があります。

続いて、25ページ、償還金等管理事業です。この事業では、起債の元利償還等の事務を行っています。

実施内容ですが、義務的経費である公債費の元利償還と、縁故債の利率見直し10件を行いました。

次に成果と課題です。

成果は、元利償還が減少したこと、実質公債費率は0.6ポイント改善しました。また、借入れから10年経過した縁故債の履歴見直しを実施し、利率が下がりました。

次に課題ですが、公債費は減少していますが、今後も起債制限比率の18%を超えないよう、事業の精査が必要だと考えています。

続いて、26ページをお開きください。

行政改革推進事業です。この事業は、施設の適正配置や施設の有効活用と財産の売却など、行政改革の推進に関する事務を行っています。

実施内容ですが、第4次行政改革大綱に基づき策定した実施項目の取

組の状況や成果を整理しました。また、この今回使っております事務評価シートを主要政策の成果に関する説明書として決算報告に活用し、ホームページでも公開しています。

次に成果と課題です。

成果は、推進項目の施設の有効活用と財産の売却等では、みんなの廃校プロジェクトの応募にあった事業提案について、ヒアリングなどを実施しました。また、組織体制の整備は、消防署に消防隊、救助隊、救急隊を置くなど、組織の改編を行いました。

次に課題ですが、全職員がこの事務事業評価シートを共有し、固定概念を払拭した新たな視点で事務が遂行できるよう、今後もこのシートの幅広い活用を促す必要があると考えています。

以上で、財政課財政係の説明を終わります。

続いて、説明を求めます。

鈴川財政課入札・検査担当課長。

それでは続いて、財政課入札・検査係が所管します事務事業評価シートの説明をします。

27ページをお開きください。入札工事検査管理事業です。

この事業は、入札参加資格の認定を行い、建設工事、測量設計などの業務委託、物品などの入札事務を行っています。また、250万円以上の建設工事について検査事務を行っています。

実施内容ですが、231件の入札を執行しました。また、144社の入札参加資格の認定を行い、工事検査委員による検査を101件行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、発注手続に係る手引書の更新や、入札・契約制度の改正を行い、また、入札においては、電子入札システムにより、効率的に入札事務を行いました。

次に課題ですが、入札仕様書の閲覧について、電子入札システムを活用した閲覧の検討が必要と考えています。

以上で、財政課の説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって、財政課に係る質疑を終了いたします。

次に、政策企画課の決算について、説明を求めます。

高下政策企画課長。

それでは、政策企画課の決算概要の説明をいたします。

28ページをお開きください。土木総務管理事業です。

都市計画マスターplan、立地適正化計画の策定に関する経費を計上します。令和3年度は、そのうち都市計画マスターplanの全体構想の作成までを実施しております。

左側の実施内容を御覧ください。

市民アンケートを実施し、分析した結果と、市の概況データを基に、都市計画マスタープランの全体構想をまとめ、都市計画マスタープラン等策定委員会で意見を頂き、取りまとめました。

課題として、都市計画マスタープランで示すまちづくりの方向性を市民に対して丁寧に示し、理解を促す必要があるというふうに考えております。

29ページをお開きください。JR線対策事業です。

甲立駅、吉田口駅の駅舎及び向原駅のトイレと庭園の管理です。この事業は、令和4年度に建設部管理課から所管が変わりました。

実施内容としては、甲立駅の甲迎館、吉田口駅プラットハウスを指定管理者へ委託を行い、また向原駅につきましては、駅トイレの清掃委託や庭園管理を行っております。

成果としては、甲立駅甲迎館のトイレの改修を行って、利用者の利便性を高めたこと。老朽化した屋根の早急な修繕をすることによって、瓦の落下を防げたというふうなことが挙げられます。

課題は、JR利用促進と併せて、駅舎の活用をどのようにしていくかということを総合的に検討していくことと考えております。

30ページをお願いいたします。生活路線確保対策事業です。

主に、路線バスのお太助バス、予約乗合型のお太助ワゴン、市町村運営有償運送のもやい便、トロッコ便の運行など、公共交通に関する経費を計上しています。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

令和3年度の路線バス、お太助ワゴンなどの委託料の額や、利用者などを記しておりますが、全体的な傾向として、令和3年度は令和2年度からやや持ち直したもの、まだ新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、利用者が大きく減ったままになっております。この人数のところ、令和3年度のお太助ワゴンの1日平均利用者は111.2人としておるのに対し、令和2年度は107.9人、令和元年度は132.2人でした。その下のほう、令和3年度の自家用有償運送の月当たり利用者は701.4人となっておりますが、令和2年度は602.3人、令和元年度は836.2人でした。

課題としましては、高齢化の進行、人口の減少が続く中で、将来にわたって持続可能な公共交通システムの在り方を構築することと考えております、現在策定中の都市計画マスタープランの考え方と連動させながら、市全体の公共交通の仕組みを検討する必要があるというふうに考えております。

31ページをお願いいたします。光ネットワーク管理運営事業です。

あじさいネットとお太助フォンの保全管理及び改良などを行います。この事業は、令和4年度に総務部情報政策課から所管が変わりました。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

設備の維持、保守管理に関わる経常的な事務や、電柱の新規設置や道路工事などに伴う移転工事、ケーブルの保守に関する事務を行いました。

課題としては、運用開始から約10年が経過する中で、市にとって重要な情報インフラを安定して運営できるように、課題と長期的なビジョンを持つことというふうに考えております。

32ページをお願いいたします。地域情報化推進事業です。

市の光ネットワークを生かした地域情報化の取組に関するものです。この事業は、令和4年度に総務部情報政策課から所管が変わったものです。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

主なものとして、お太助フォンの設置補助、オープンデータの公開、スマートフォン教室の試行開催を行いました。中でも、スマートフォン教室については、今後の情報プラットフォームの入り口になるスマートフォンを、特にその保有率が低い高齢者世代に普及させることを目的に行いました。

右側の成果の欄にありますように、このスマートフォン教室に想定したよりも多くの参加者があったことから、高齢者に的を絞った情報リテラシーの向上施策の方向性が確認できたと考えており、令和4年度の取組につなげられたというふうに考えております。

33ページをお願いいたします。自治振興推進事業です。

地域振興組織が行う地域づくり活動への助成、活動中の事故を補償する保険の運用などに関する事業です。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

地域振興組織への各種助成、まちづくりサポーター保険の運用などを記述しております。

右側の成果と課題のとおり、令和3年度も前年に引き続いてコロナ禍で思うように活動ができない状況が続いております。行事の運営、役員のなり手不足など、地域活動の担い手が足りないという、その担い手不足の深刻度が増す中で、地域振興会が必要と考えている取組を進める支援と併せて、若者世代が自分たちの考える地域活動を実施できるような支援を検討したいと考えております。

34ページをお願いいたします。ふるさと応援寄附推進事業です。

ふるさと納税制度を利用した寄附金の受入れに関する事業です。

左側の実施内容を御覧ください。

令和3年度は1万30件、2億1,458万3,000円の寄附を頂きました。その中には、8月の当市の災害に対する寄附1,050件、1,880万5,000円も含んでおります。寄附をいただく際には、寄附者から活用の指定を受けるのですが、その内訳は（2）のとおりとなっております。そのほか、当市が行うパラレルワーカー創出事業に活用してもらいたいと、企業版ふるさと納税として200万円を寄附をしていただきました。

課題としては、さらに寄附額を伸ばすことはもちろんのこととして、体験型や支援型の返礼品を加えて、実際に安芸高田市に来てもらう交流人口や関係人口の拡大にもつなげていきたいというふうに考えておりま

す。

35ページをお願いいたします。まち・ひと・しごと創生事業です。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた取組のうち、市内2校の高等学校と地域の連携による魅力化の取組を実施しております。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

令和2年度に立ち上げた高校と地域の連携準備委員会の成果も踏まえ、市内2校の高等学校と意見交換を重ねて、事業の目的を再確認しました。そして、高校の魅力化に向けた取組を検討する高校と地域の連携強化戦略会議を立ち上げました。

右側の成果と課題にもあるように、戦略会議の委員に市内外の多様な実践者に参加していただくことができ、幅広い議論を行う素地ができたと考えています。この会議は年度末の立ち上げになりましたが、令和4年度、5回の会議を持つ予定で進めております。

36ページをお願いいたします。企画調整事業です。

この事業では、広域行政に関すること、そして各種計画の管理等を行っております。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

広域行政においては、共通する行政課題を広域的な自治体間で連携して事業に取り組んでおります。具体的には、広島、山口の市町で構成する広島広域都市圏協議会に参加し、共同事業に取り組みました。中でも、関係市町で構成する神楽まちおこし協議会では、幹事市として広島神楽のPRに努めました。

各種計画の管理においては、市の抱える中長期的な課題について、各部局の認識を確認するヒアリングや、新過疎法制定に伴う、県の新たな指針に対応した計画策定を行いました。

課題としては、当市の中長期的な課題をさらに整理をして、市としての基本方針を示す必要があるというふうに考えております。

37ページをお願いいたします。定住促進事業です。

関係人口を増やす取組、地域の魅力向上に向けた取組を行います。

左側の実施内容の欄を御覧ください。

地域おこし協力隊を新たに2名採用し、令和3年度は8名の隊員による活動となりました。

関係人口を作る取組としては、県と市の連携事業であるひろしま里山ウェーブに6名の参加者がありました。そのほか、オンラインイベントやワーケーションなどを行っております。

地域人材の育成としては、市内の高校生や新社会人を対象にキャリア教育に関するイベントや研修会などを行っております。

なかなか成果が目に見える形で表れにくい取組ですが、協力隊やそのOBによって地域の魅力を楽しみ、仲間を巻き込んでいく動きが少しづつ増えてきたと捉えております。

その結果が、住みたい田舎ランキングでの評価にも表れたのではない

かというふうに感じております。

当市の取組は、まだ知る人ぞ知るという活動にとどまっていると評価していますが、これを外にしっかりと発信していくことが課題と考えております。

38ページをお願いいたします。国庫支出金等返還事務です。

令和2年度の新型コロナ臨時交付金の事業実績によって不用となった交付金の返還を令和3年度に行った事務です。

市の各部局全体を取りまとめたもので、全部で50事業、2,164万8,000円を返還しました。

39ページをお願いいたします。統計調査事業です。

令和3年度は、主に経済センサスの活動調査を行いました。

課題としては、国勢調査、今後行われる国勢調査のような大規模な調査で調査員を集めることが困難であるというふうに考えており、その対策をどうするかということでございます。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

山本数博委員。

決算書のほうなんですが、75ページの目の7の企画費の需用費や委託料や負担金補助の不用額が随分あるんですね。これはどういうことでこういう結果になったのか、それぞれの費目で説明を願いたいんですが。

高下課長。

これは事務事業評価シートでいくと、どの事業になるか、恐れ入れいます。教えていただけますか。

山本数博委員。

事業じゃなくても、どこの事業に当たるのか照合しにくいんですが、決算書で不用額がでることについて、ちょっと疑問を持っておるんですね。最初から。で、企画費の需用費を見ますと、145万567円、相当な額が不用になつるんです。需用費。委託料は1,672万9,703円不用額になつるんですね。負担金補助及び交付金は、これは大きな数字で、2,410万313円不用額になつるんですよ。これ予算管理が十分されるとんかのういうところがあつて、そこら辺の説明を聞いてみたいと。

高下課長。

需用費につきましては、様々な事業で細かなものが非常に多くあるので、どれがどれというふうなことは今はちょっとお答えしにくいというふうに考えております。

委託料の中では、大きなものとしましては、生活路線確保対策事業、公共交通の関係ですけども、これで運営を行っている公共交通協議会、そこに対する委託料が、仕組みとして不用額が出ざるを得ない仕組みになっているというのがあります。と言いますのが、公共交通協議会、各タクシー事業者などが一緒になってその運行をしているんですけども、

その最初の当座の運行に関わる経費を市のほうから委託料で最初に出してやる必要があります。それで、この年度が終わった後で全部を締めて、国のほうからその運行に対する、その結果に対して直接運行事業者のほうに国庫補助金が返されるというふうな仕組みになっていまして、その金額がおよそ1,500万円程度あるかと思っております。ですので、そこが仕組み的に、どうしても不用額が出ざるを得ないというような今の仕組みになっています。

それと、補助金のところで大きな額があるというふうなことですが、その中の大きなものとしまして、これも公共交通の関係ですが、令和3年度においては、これは具体的には備北交通になりますけども、そこにに対する運行の補助金を、その路線の部分で赤字が出るところに対して補助をしているものがあります。これが令和2年度コロナ禍で大きなダメージを業界として受けたと、令和3年度も引き続きそういう大きな影響があるんじゃないかということで支援を幾らか多めにというふうなところが、その国の支援がどうなるかというのが分からぬ中で、少し多めに積んだところがございました。これが結果が出るのがやはりぎりぎりになってしまいますが、これが大きな差になった原因というのが一つございます。

あとその補助金の中ではもう一つは、地域振興会の事業に対する補助金があるというふうに思います。これは、コロナの関係で、これもですけど、イベントが多く中止になりました。例年行われるイベント分については補正で適切に落としていったんですけども、これが最後までできるかどうか分からんとか、それから地域としてこれをやる気になってやってみようというふうなところの、その分は少し残しておく必要があるだろいうということで、それを恐らく500万円程度ですかね、そのぐらいは見込んで残しておったと思いますので、その部分が不用として出たというふうに考えております。

以上です。

山本数博委員。

今の答弁を聞きましたら、清算をしてみにや分からんというような事業だったということで理解をしてもよろしいですか。

高下課長。

はい、委託料、それから補助金のその交通関係ですね。そこはそのように考えていただきたいと思います。

山本数博委員。

同じような項目になりますけど、行政情報処理費、77ページですね。自治振興費、こちらでも、行政情報処理費で言いますと、役務費、委託料、工事請負費が100万を超えるような不用額になっているんですね。自治振興費、77ページ、78ページですが、委託料が150万円ばかり、次のページ、79ページ、80ページ、負担金補助及び交付金、これも495万9,000円の不用額になつとるんです。これらは全て事業の内容からして、

清算を待たにや減額できなんだと、分からぬという費目になるんでしょうか。

○金行委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

全てが全てということではないかもしませんが、12月のタイミングと、2月のタイミングと、補正のタイミングがありますので、そこで適切に落とした結果でどうしても残ってしまったというふうに考えております。

○金行委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

山根委員。

○山根委員

28ページ、マスターplanの作成について。実施内容の中で、1番の(1)市民アンケートを実施した(全市民対象)と書かれていますが、これは間違えてないですか。

○金行委員長

山根議員、マイクを近づけて。

○山根委員

申し訳ありません。28ページの実施内容、安芸高田市都市計画マスターplanの策定について、(1)市民アンケートを実施した。(全市民対象)ですが、これについては、間違いだと思いますが、いかがですか。

石丸市長。

○石丸市長

ないと思います。繰り返し言いますが、もしそのように主張されるんだったら、何がどのようにか具体的に示す責任がそちらにあります。

山根委員。

○金行委員長

一般質問のときにも言ってますけども、全市民対象ではなく、全世帯対象です。全戸調査をされた結果です。

○山根委員

いかがでしょう。理解できますでしょうか。

石丸市長。

○金行委員長

はい、それを全市民と同義だと捉えています。それ説明しましたよね。一般質問で。理解されていなかつたんですね。もう一度お伝えしますね。全市民を対象とするアンケート調査、それ以外に方法はありますか。ないんです。なので、全戸調査、それをもって全数調査、全市民を対象としています。

○山根委員

山根委員。

また全数調査という言葉を出されました、全数調査は全ての対象の結果を集めて初めて全数調査と言えると、私ちょっと調べましたけれども、そこが大きく市長の理解の仕方に問題があると思います。全数調査と全戸調査。全戸調査、この前のとき回収率30%を予定していますと言われました。30%は100%じゃないですよ。配ったのなら、それを全部回収する、先ほども、国勢調査のことを言わされましたけど、調査員を集めるのが大変だと、それだけ大変なのが全数調査です。今回の全戸調査は、郵便局に配布を依頼し、空き家も全部配ったと、その回収はどうですか。郵送で返ってきたもの、それからWebで返ってきたもの、それだけで30%。それで全てだと。それが全数調査であるはずがないじゃないですか。市長が言われる全数調査と、実際の全戸調査、全然違います。

執行部としてはどのようにお考えですか。

○金行委員長 石丸市長。

もう一度お伝えしますね。同義だと捉えているとお伝えしました。よろしいですか。それ以上の方針が、適切な方法がないので、それを使いましたと、一般質問の中でもお伝えしました。

○金行委員長 山根委員。

そこが問題だと一般質問でも言っています。なぜサンプリング調査を事業者、コンサルは進めていたのに、気持ちの問題だということで全戸調査を選ばれた。それによって、コストはかかる、時間はかかる、労力がかかる、さらに正確性も落ちる、その上、平成26年の総合計画に向けてとったアンケート調査と比較しながら、今後についての総合計画を作ることのチャンスも失った。というのは、大きな、大きな損失です。そのところは執行部としてはお気づきにならなかつたというわけでしょ

うか。

○金行委員長 石丸市長。

今、主張されているような損失はありません。なので、市民にうそを言って不安にさせないでください。よろしいですか。まずサンプリング調査と全数調査からして理解されていないので話が混乱しているんですよ。サンプリングよりも全数調査のほうが精度が高いのは当たり前です。よろしいですね。まだしゃべってます。

で、選挙はしかりですが、全員が投票しないと有効じゃない選挙なんてないですよね。投票するしないも一つの意思表示です。全世帯に配付をして、回答するしない、それもまた意思表示です。市民に強制させるわけにはいきませんから。それも含めての調査です。市民の意向確認です。これが統計というもの使い方です。きちんと勉強してから来てください。

山根委員。

市長は全戸調査を全数調査に塗り替えています。全数調査ではありません。そこをしっかりと、市長こそ理解をしてください。今回の全戸調査は全数調査ではない。

これも同じようになつたから、山根議員のあれと市長の分が食い違つていますが、お互いに同じことの繰り返しになっておりますよね。だからこれはここで質疑して、最後の討論、採決のときにそういうこともあれば討論して、これで打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

よろしくないですか。市長、答弁を。

全戸調査というものは、市が行った事務における言葉の使い方です。一方、標本調査及び全数調査というのは、統計における用語です。それをまず分かっていないと思います。で、全世帯、全戸に配った中身においては、あなた一人ではなく、御家族の分も答えられるようにしてないと、ここまで説明をしました。だとするならば、それは市民全員に応える機会が供されたということです。ゆえに、この事務において、事業に

おいて、全戸調査というのは、全数調査と同義であると捉えれると、先ほども申し上げました。このロジックにはゆがみはありません。認識はただただ間違えられています。

○金行委員長

山根委員。

○山根委員

全数調査と全戸調査、全戸調査の中身を言って、全数だと、同義語だというように言われますけど、実態は全く違います。全数調査であるならば、この回収率はもっと高いはず。そこを捨ててまで、気持ちの問題だということで全戸調査に走った。さらにはそこには郵便料が安かったというところが入っていますね。そういう意味で、結果的にコストがかかり、時間がかかり、そして正確性も落ち、いろんな意味でマイナス面が多いものを使ってしまったというところは、私は大きな、大きな問題だと思っております。

これについては、平行線を感じますので、問題だということで。

○金行委員長

石丸市長。最後の答弁ですよ。

○石丸市長

まず何回もくぎを刺しておきますが、ありもしないことをでっち上げて、損失などと言って、市民に無用な心配をさせないでください。よろしいですか。何回も一般質問から通して、執行部は説明しています。コスパがいいと、コストが抑えられ、統計的な精度も上がる所以、マスターープランは全戸に配付したんだと言っているわけです。その逆をどこから導いて吹聴して回ろうとされているのか理解ができません。それはうそですからやめてください。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、政策企画課に係る質疑を終了いたします。

○金行委員長

ここで、企画部全体に係る質疑を行います。質疑ありませんか。

○南澤委員

ちょっと聞き漏らしましたので、すみません。事務評価シートの34ページですけれども、実施内容のところの2の(2)で企業版ふるさと納税の活用で、令和4年度のパラレルワーカー創出事業に活用するためということなんですが、このパラレルワーカー創出事業について、詳しく説明をお願いします。

○金行委員長

戸田係長。

○戸田政策企画課地方創生推進係長

パラレルワーカー等創出事業についてでございますけれども、所管は商工観光課が所管しております事業でございまして、事業の概要のみ情報として持っておりますので、そちらのほうをちょっと説明させていただきたいと思います。

サテライトオフィスで進出した企業等が都市部または地元で働く副業者を採用して、雇用の創出を図ることを目的とした事業でございまして、副業者のスキルを活用する取組を、官民で企画して、地元企業の既存事業をリノベーションするといった事業内容となっておるということでご

ざいます。

以上でございます。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員

37ページの定住促進事業で、その成果のところで住みたい田舎ランキングで17位にランクインしたことなんすけれども、その要因の分析ですね。どういったところが要因、先ほど、地域おこし協力隊のOBや協力隊が楽しんでいくことがというような話だったんですけども、それがどのようにどう伝わって、このランクにいっているのかといったところを、分析されているようでしたらちょっとお答えいただきたいんですけれども。

○金行委員長

高下課長。

○高下政策企画課長

このランキングの出し方ですけれども、非常にたくさんの項目を挙げて、それに対してこれは合致していれば1が立つ、合致していなければゼロというふうな形で、そのポイント数でランキングが決まるというふうになっています。

その中では、例えば、移住して来られる方、空き家バンクがあるかどうかとか、そういった基本的な項目から、非常に細かい取組、こういう補助の仕組みがあるかとか、そういったようなことがかつ、数多く、数百にわたって項目があります。

この中で、それがどこが良かったからというのを他と比べられるわけではないので、そこはちょっと難しいんですけれども、例えば、最近始めたことで少しこれがポイントのところになったのかなというふうに考えているものとしましては、移住者や地元住民との交流を目的としたイベントを開催したというふうな項目があったり、これは当市はやっていますということで回答しています。あとは農林漁業の体験民宿があるというふうな、そういった項目でありましたり、古民家改修や農業など、継続参加できる体験プログラムを提供している、そういったような項目がございます。そういうところが、ほかがなかなかできていない項目というふうなところもあるかなというふうに考えていますので、そういうところがあるのではないかというふうに考えています。

南澤委員。

○金行委員長

この宝島社が出されているもののランキングの根拠というのは、自治体にアンケートというか、調査があって、それに対して丸、バツであったり、こういう取組をしていますよということを回答して、それをもつて17位にランキングされたという理解でよろしいですか。

高下課長。

○高下政策企画課長

はい、そのとおりです。

○金行委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認めて、ここで2時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、消防本部の審査を行います。

概要の説明を求めます。近藤消防長。

○近藤消防長

それでは、消防本部に係る令和3年度の事業概要等について御説明いたします。

初めに、昨年度の災害状況全般でございます。火災をはじめとする各種災害出動件数は、いずれも前年度に対して増加をいたしました。とりわけ、8月には豪雨による多治比川の氾濫により、同時多発的に発生した救助事案に対応いたしました。

また、本年1月、八千代町勝田で発生した廃タイヤ火災は、広島市消防局等関係機関の応援を受け対応いたしましたが、鎮火までに2週間の活動を要しております。

次に、消防本部では、災害対応力の向上に取り組んでいるところでございます。昨年度は、専任教急隊等の隊を設置するなど、組織改編を行い、重点的に取り組む業務を明確にし、併せて、年齢が若く、経験年数が少ない課題に対して、当該職員を隊ごとにフォローするとともに、スキルアップに努めました。

また、資機材等の整備については、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急車の更新、近年多発する土砂災害への対応力向上のため、資機材と訓練場の整備等を行い、昨年度の常備消防費の決算額は、約5億7,000万円で、一昨年度と比較して約1億800万円の増加となりました。

火災予防面では、重大違反建築物の是正を重点的に行い、安芸高田市の安全安心に取り組みました。

以上、概要説明とさせていただき、各事務事業の詳細については、担当課長から説明いたします。

○金行委員長

続いて、消防総務課の決算について、説明を求めます。

吉川消防総務課長。

○吉川消防総務課長

消防総務課が所掌します事務事業の決算の概要について説明いたします。

主要施策の成果に関する説明書、149ページをお開きください。

消防総務管理事業でございます。消防職員の定員管理、必要な研修や資格の取得、被服等の貸与、消防庁舎の維持管理を行うものでございます。

左側の実施内容でございます。人材育成である2の職員研修につきましては、実施内容に記載のとおり、消防学校や消防大学校での教育、消防業務に必要な資格の取得、研修については、人事交流を実施いたしました。

次に、3、被服等の貸与については、職員に対し30品目、351点を貸与しております。また、防火衣を更新いたしました。

次に成果といたしましては、火災時に着用する防火衣が I S O新規格対応に更新でき、隊員の活動時の安全が向上できたことなどを挙げております。

次に、課題といたしまして、計画していた研修や資格取得がコロナ禍で実施を見合わせるケースがございました。

続きまして、150ページをお開きください。消防施設災害復旧事業でございます。

実施内容でございます。8月豪雨において、多治比川の氾濫により倒壊した安芸高田消防ヘリポートのフェンス等の修繕をいたしました。

成果といたしましては、早期に現状復旧することができたことを挙げております。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

南澤委員。

まず、今朝の冒頭の危機管理監への質問で、ヘリポートのところの質問を、ちょっと私の勘違いがありましたので、取り消しをさせていただきたいと思います。委員長、お願いします。

皆さん、許可してよろしいでございますか。委員からの取消しを許可してよろしくございますか。

取消しを決定しましたので、引き続き質疑してください。

150ページの消防施設災害復旧事業のところで関連してなるんですけども、ヘリポートが運動公園の隣にあって、そこが災害時は冠水してしまって使えないということがあると思うんですけども、ヘリポートの場所として、あの場所が適当であるかというような検証をされますでしょうか。検討はされていますでしょうか。

吉川課長。

ヘリポートの移転については、検討等はしておりません。

現在、市内に20か所のヘリポートがございます。使えない場合は、その他のヘリポートを使用するよう考えております。

以上です。

ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって、消防総務課に係る質疑を終了いたします。

次に、警防課の決算について、説明を求めます。

下津江警防課長。

それでは、警防課が所掌します事務事業の決算の概要について説明をいたします。

説明書の151ページをお開きください。初めに、消防活動管理事業です。

事業概要は、消防組織法に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護のため、24時間態勢で災害活動を実施し、災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うものです。

次に、実施内容でございますが、1、災害出動件数は、火災26件、救助1,443件、救助38件でございます。

3、消防車両の更新は、22年使用しました水槽付消防ポンプ自動車を令和4年2月に更新、12年使用しました救急自動車を令和3年12月に更新しました。

4、資機材の整備は、新規整備資機材としまして、新型コロナウイルス感染者等を搬送する際に使用する陰圧式患者搬送用器具、アイソレーターを1器、土砂災害や地震等で倒壊、半壊した家屋等の状態を保持し、救助隊員の安全を確保しつつ円滑な救助活動を行うための重量物排除用器具、レスキューサポートを1式、地中に埋もれた木材、倒木を容易に切断することが可能な根切チェーンソーを1台整備しました。

更新資機材としまして、酸素、可燃性ガス等を測定するマルチ型ガス検知器を1器、林野火災などで焼けどまり箇所の残火処理を行うための背負い式消化水のうを22基、応急手当講習で心臓マッサージ等の訓練に使用します心肺蘇生練習人形を10体更新整備しました。

次に、成果としまして、各種災害活動に必要な資機材の整備、及び維持管理を実施しました。

バイスタンダー、現場に居合わせた人による心肺蘇生法実施率が64.3%となり、計画値の58.1%を上回りました。

課題といたしまして、災害が複雑多様化している状況を踏まえ、水難救助資機材や土砂災害対応資機材の整備が必要あります。

続きまして、152ページを御覧ください。指令施設管理事業でございます。

事業概要は、市民からの119番緊急通報を受信し、出動指令を迅速・的確に行い災害活動を統制するとともに、消防指令システム及び消防救急デジタル無線等の維持管理を行うものでございます。

次に、実施内容です。1、消防指令センターの運用・維持管理は、119番通報受信件数は2,361件で、内訳としまして、火災、救急、救助等の災害通報が1,283件、その他の通報が1,078件でした。

保守点検としまして、消防指令システム及び消防救急デジタル無線の点検を年2回行いました。

2、高機能消防指令センター整備ですが、平成24年度から運用開始した現行の高機能消防指令センターを更新整備し、令和6年4月から運用開始するに当たり、令和4年3月にシステム調達支援業務契約を締結しました。

次に、成果としまして、消防指令システム及び消防救急デジタル無線

等を常に万全な状態で運用できるよう、維持管理を行い、また、データメンテナンス作業を行い、常に最新データ及び情報を確保しました。

課題といたしまして、消防指令センターの更新時期を迎える、電子機器の劣化が著しく、保守費用が増加しております。

以上で、警防課の説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって、警防課に係る質疑を終了いたします。

次に、予防課の決算について、説明を求めます。

逸見予防課長。

それでは、予防課の所掌します事務事業の決算の概要について説明いたします。

説明書の153ページをお開きください。火災予防事業でございます。

事業概要は、防火対象物いわゆる建築物、危険物施設の設置、高圧ガス施設の設置、火薬類の消費に関し、火災予防上の支障について審査及び検査を行い、これらが安全に維持管理されているか、取り扱われているか立入検査を行って、不備事項に対し是正指導を行うものです。

次に、実施内容でございますが、建築物審査関係、消防同意件数22件をはじめ、主な処理件数は記載のとおりでございます。

査察件数は全体で254件実施いたしました。このうち、是正指導を行ったのは、防火対象物、危険物施設128件です。

防火対象物は、108件中49件は正が完了、危険物施設は20施設中12件が是正が完了しております。

重大違反対象物については、14件中7件のは正が完了しています。

また、甲種防火管理者新規講習及び再講習を開催し、防火管理者の育成を図り、事業所の防火対策を推進したほか、防火指導や庁舎見学に対し、幼少年期からの防火思想の普及に努めました。

そのほかの実施内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、成果と課題でございます。

成果につきましては、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が未設置という重大違反対象物14件中7件のは正が完了いたしました。未は正の対象物につきましては、引き続き、粘り強く指導してまいります。

課題につきましては、消防用設備等の未設置違反の大半は、無確認増改築によるものであるため、査察など機会を捉え、無確認増改築による未設置違反を防止するための啓発を継続して行う必要があることを挙げております。

以上で、予防課の説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

○金行委員長

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、予防課に係る質疑を終了いたします。  
ここで、消防本部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、消防本部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時24分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、市民部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長

市民部です。よろしくお願ひいたします。

市民部に係る令和3年度決算の概要について御説明いたします。

総合窓口では、関係課と連携を図りながらワンストップ総合窓口業務を行うとともに、迅速かつ丁寧な接遇による市民サービスの提供に努め、来庁者の負担軽減と滞留時間の短縮につなげています。

また、マイナンバーカードについては、申請受付、交付を行うとともに、休日の臨時窓口開設を行うなど、取得促進に向けた取組を実施しました。

税務においては、租税負担の公平と適正課税を基本として、市税等の徴収業務の徹底と、納付の利便性を図り、滞納整理については、状況に応じた指導や面談を進め、実財源の確保に努めました。

環境分野では、環境問題に総合的に取り組み、環境学習の推進を図り、意識啓発に努めるとともに、資源循環型社会を目指し、資源化とごみ減量化対策を推進しました。また、昨年8月豪雨災害による過去最大規模となった被災ごみへの対応を行いました。

人権多文化共生推進では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、人権啓発の推進などを进行了。また、県内で2番目となるパートナーシップ制度を導入するとともに、広島市を含む3市1町と相互利用の協定を締結し、性的マイノリティに関する社会理解を促進する環境づくりを図りました。

以上、決算の概要説明とさせていただき、詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明いたします。

○金行委員長

続いて、総合窓口課の決算について、説明を求めます。

佐々木総合窓口課長。

○佐々木総合窓口課長

それでは、総合窓口課が所掌します事務事業について御説明いたします。

40ページをお開きください。マイナンバーカード交付事業です。

カードの申請サポートをはじめ、交付、マイナポイントの支援手続等のサポートを行うほか、休日に臨時窓口を開設するなど、取得促進に向けた取組を実施してきました。

右側、成果と課題欄を御覧ください。

成果は、マイナンバーカードが容易に取得できるよう、申請時来庁方式、これは申請時に全ての手続を済めて、カードを自宅で受領する方式でございます。こちらを導入することにより、1万950枚のカードを交付することができました。

課題としましては、マイナンバーカードの申請はあくまでも任意であり、カードを保有するメリットや活用シーンのイメージが乏しく、計画どおり取得されていないのが現状でございます。

あらゆる機会を通じて、取得率の向上に向けた取組を行っていきたいと考えております。

続きまして、41ページ、戸籍住民基本台帳事務です。

初めに2点ほど資料の訂正をお願いいたします。左側中段、実施内容欄、1、受付・受理件数、(1) 戸籍の処理件数980件を2,149件に、括弧内の受理925件を980件にそれぞれ訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

事業の概要は、埋火葬許可、人口動態調査事務などの戸籍事務と、住民票などの届出受付、印鑑証明書事務、住基ネットワーク事務などの住民基本台帳事務を実施しております。

右側、成果と課題欄を御覧ください。

成果ですが、窓口業務の一部を民間に委託することで、職員の業務負担の軽減を図り、より専門性の高い業務に従事することができたほか、市独自のワンストップサービスの継続した取組により、来庁者の負担軽減と、滞留時間の短縮につなげることができました。

課題としましては、戸籍や住民基本台帳事務には高度な専門知識や経験が求められるため、経験者や後継者の育成が急務となっております。

以上で、総合窓口課の説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

山本数博委員。

決算書の81ページ、82ページなんですが、目の戸籍住民基本台帳費、一番上ですけど、節の18の負担金補助及び交付金が予算に対して3分の1ぐらいが不用額になって、553万8,400円不用額になつたんですね。これはどうしてこのような結果が出たんでしょうか。

佐々木課長。

戸籍住民基本台帳事務の不用額の件でございます。一部、事務の繰越しをしております。その関係で当初予算額と決算額の差が出ているというものでございます。

○金行委員長

○山本(数)委員

○金行委員長

○佐々木<sub>総合窓口課長</sub>

- 金行委員長 ほかに質疑ございますか。
- 南澤委員。 41ページの戸籍・住民基本台帳事務の成果と課題のところの課題のところで、事務を処理するため法律や専門知識が要するということで、一定年数経験が必要だということなんんですけど、これざっくりとどれぐらいの経験年数が必要で、この2人体制であるということから、ジョブローテーションを考えていく上でも、そういうことがしっかりと計画されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。
- 金行委員長 佐々木課長。
- 佐々木<sub>総合窓口課長</sub> 事務を執る人にもよると思います。例えば、新採の者、それとあとは行政経験がある者で違うと思うのですが、現在、戸籍の事務でいいますと、やはり4、5年はやはり経験年数が必要かなというふうに思っております。
- ジョブローテーションの話でございますが、うちの総合窓口課は一つの係でございますので、1年ごとにその係内の仕事を見直しながら、いわゆる中で、一つの係ではありますが、それぞれの仕事をジョブローテーション、代わりばんこにやるというような配置というのを取っております。
- 以上でございます。
- 金行委員長 南澤委員。
- 南澤委員 課内でのジョブローテーションというのは、今、課長が答弁してくださいましたとおり、されているんだろうなと思うんですけども、その課をまたいだ横断的な人事、人材育成をしていくということについては、これは所管が総務になるのか、大きく言うと、副市長とか市長の仕事になるのかなとは思うんですけども、そういうところは人材育成の点からどのような考え方で行われているんでしょうか。
- 金行委員長 佐々木課長。
- 佐々木<sub>総合窓口課長</sub> 毎年、人事とか組織のヒアリングというのがございますので、それぞれの担当の思いと言いますか、そういうものは人事担当課のほうに伝えるようにしております。ですから、先ほどの人材育成の課題があれば、そういうことをお伝えして、ただ、それが全て伝えたとおりかなうかどうかというのは、やはり人事がございますので、そちらのほうで判断をされているということでございます。
- 以上です。
- 金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。
- 〔質疑なし〕
- 金行委員長 質疑なしと認め、これをもって、総合窓口課に係る質疑を終了いたします。
- 次に、税務課の決算について、説明を説明を求めます。
- 竹本税務課長。 それでは、令和3年度税務課に係る決算概要について説明いたしますので、説明書の49ページを御覧ください。税務管理事業です。

事業概要に記しましたように、税務課業務全般に係る業務の効率化、職員の能力向上、住民税申告体制の整備等について記載しております。実施内容を3点御説明させていただきます。

まず1点目、税務業務の効率化と情報管理としまして、業務量の多い確定申告、固定資産税課税台帳の整備事務補助として、会計年度任用職員を雇用しまして、事務の効率化及び正確性の維持に努めました。

次に2点目、職員の能力の向上としまして、県などが行う各税の賦課、固定資産税の評価、徴収技法等の各種の研修会に参加して、能力の向上に努めるとともに、独自で家屋評価研修を実施して、評価の統一性を図ったり、9月から確定申告の事前学習会を実施いたしました。

次に3点目、課税資料の整理として、土地の評価に必要な公図管理システムの保守点検とそのシステムを活用して圃場整備、山・耕地番重複解消に伴う課税台帳の整備事務を実施いたしました。

成果としましては、吉田町、向原町について、山・耕地番重複の解消業務の実施と、高宮町の圃場整備の賦課データを作成いたしました。

8月の豪雨災害により甚大な被害を受けたため、県内6市町の協力を得ながら、被災家屋の調査を実施いたしました。

課題としては、繁閑の差が激しい業務であるため、課内の協力体制と、毎年改正される税制改正に対応するため、職員の能力の向上を図ることが必要となります。

次に、50ページをお開きください。賦課徴収事業について説明いたします。

事業概要にございますように、各税全般に係る賦課、調定、徴収、収納管理の諸業務と、滞納整理、滞納処分についてまとめて記載しております。

実施内容を3点御説明させていただきます。

まず1点目、4市町の併任徴収による徴収体制の強化としまして、令和2年10月から、三次市、府中市、世羅町、安芸高田市の4市町による税金の滞納整理に当たる徴税吏員を相互に併任する協定を結びました。協力して、悪質な滞納者の財産差し押さえを執行することで、人的支援、職員のノウハウやスキルを高めることを目的としています。

次に2点目、滞納整理業務の推進として、年度当初に滞納整理対策本部として、滞納整理基本方針、実施計画を立てて、ボーナス時期である7月と12月に休日夜間納税相談を実施しまして、徴収強化に取り組みました。

また、臨戸訪問して滞納者の実態を把握するとともに、納税交渉を実施してまいりました。

次に3点目、システム改修業務として、令和5年1月より稼働される軽自動車税関係手続の電子化に対応するために、システム改修を行いました。これによりまして、車検時に軽自動車検査協会において、継続検査における納税確認を電子的に確認できるようになります。

また、新車新規登録に限りまして、検査申請及び軽自動車税の手続をワンストップ申請により申告された電子データを市のシステムに取り込むようになります。

成果としましては、休日夜間納税相談を実施し、多くの滞納者と納税交渉ができました。それにより、納付にもつなげていきましたが、納付に誠意のない滞納者には差押えを実施しました。

平成29年度から開始しておりますコンビニ納付については、年々利用率が上がっていますが、令和2年度から開始したスマホアプリ収納については、まだ利用率が低いため、ホームページや納付書送付時にチラシを同封するなどして、周知を図っていきたいと考えています。

課題としては、新型コロナウイルスの影響によりまして、収入が減少したり、失業、病気等納付が困難となった納税者について、実態に即した滞納整理を行う必要があります。

また、合同検索で他市町の応援はいたしましたが、本市の検索が実施できていないという課題があります。合同検索でノウハウを蓄積して、実施に向けて取り組みたいと考えております。

以上で、税務課の令和3年度事務事業評価シートの説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

50ページの賦課徴収事業の4市町合同の徴収体制で、今、他市町の徴収は追跡ができたがということだったんですけど、4市町で実績はどのような数が上がっているんでしょうか。

竹本課長。

4市町で合同でやったものですけども、研修会を2回ほど開催いたしております。

あと、検索についても、4市町職員を出し合って合同で検索を2件行っています。

以上でございます。

ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって、税務課に係る質疑を終了いたします。

次に、社会環境課の決算について説明を求めます。

久光社会環境課長。

社会環境課が所管しております事業の決算について説明します。

まず最初に、主要施策の成果に関する説明書の42ページを御覧ください。人権福祉センター運営事業です。

これは、市内の人権福祉センターの管理運営に関する事業で、施設の管理や国の設置運営要綱に基づく事業を行っております。

コロナ禍において、人数制限や衛生管理を徹底し、講演会等啓発事業を実施しました。期日や講師の調整、募集周知に係る事務の負担は増加

しましたが、計画に沿った事業となるように工夫してまいりました。

次に、43ページを御覧ください。人権推進事業です。

1点、資料の訂正をお願いします。中段、コスト情報の財源内訳のうち、その他のコメント欄に住宅新築基金貸付金と記載しておりますが、正しくは県支出金のコメント欄への記載になります。訂正しおわびいたします。

昨年、ダイバーシティの推進の一環として、パートナーシップ制度を開始するとともに、他市町と相互利用を促進してまいりました。性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる地域社会の実現を基本理念に、男女共同参画につきましては、第3次男女共同プランを作成し、男女共同参画の推進に関する市民を対象にした講演会を実施、理解を促進しました。

多文化共生推進では、市国際交流協会と協力して、外国人の相談対応や地域との交流事業を促進しています。相談件数も増加傾向にあり、相談員間の連携強化を行っております。

次に、44ページを御覧ください。民生施設災害復旧事業です。

昨年の豪雨災害により被災した八千代町の土師共同墓地の復旧工事を行っています。

墓地内の歩道復旧のコンクリート舗装を行いました。

次に、45ページを御覧ください。環境政策事業です。

水質検査や騒音調査を適正に実施し、苦情処理にも迅速に対応しています。

なお、苦情処理には民間同士のトラブルも多く、時間を要することもあります。

次に、46ページを御覧ください。塵芥処理事業です。

市民団体と連携し、持続可能な社会、循環型社会を目指し、ごみの減量化、資源化に努めてまいりました。

令和3年度からは、ごみの資源化の取組として、小型家電の回収を始めています。

なお、豪雨災害に伴う災害廃棄物については、7か所の仮置き場を設置し、廃棄物の適正な処理を行いました。

次に、47ページを御覧ください。動物管理指導事業です。

実施内容は、狂犬病予防法による犬の予防注射の実施、台帳の整理を実施しています。

令和3年度より、事務の効率化を図るため、予防接種を春の1回実施しております。

ちなみに、接種率は74.1%でございます。

最後に、48ページを御覧ください。葬祭場運営事業です。

安芸高田市葬祭場「あじさい聖苑」につきましては、令和3年度からの5年間、指定管理を引き続き、株式会社五輪に委託するように契約を行いました。

課題としましては、平成25年4月の供用開始から、10年を経過しようとしており、設備の点検をしっかりと行い、中長期計画に沿った設備の改修計画について、コスト抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上で、社会環境課の決算報告を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

46ページのところなんですけれども、昨年の事業評価シートでは、芸北きれいセンターに持ち込まれたものの中で、まだ使えるものをリユース市を開催して、また使えるようにというような催しがされていて、そのリユース市を定着させるための母体となる団体を見つけていたいというような課題が示されていましたが、その辺りの記述がないので、その後どうなったかということを教えてください。

久光課長。

引き続き、今年度もリユース等を行いたいということで、調査研究を進めているところです。

以上です。

南澤委員。

令和3年度の事業としてはどうだったとか、お伺いします。

若狭社会環境課課長補佐。

令和3年度につきましては、コロナ禍であった部分と、それから災害対応に大変追われてしまって、なかなか対応できなかつたという、どちらかと言えば、コロナ禍のほうが多い多かったんですが、それでほかの団体と一緒にリユース市をするというのも2回計画が流れたというようなこともあります、できていないというのが実情でございます。

以上です。

ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって、社会環境課に係る質疑を終了いたします。

ここで、市民部全体に係る質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、市民部の審査を。佐々木課長。

先ほどの山本議員の質疑のほうに、私のほうがちょっと勘違いをしてお答えをしております。

繰越しというふうにお答えいたしましたが、戸籍住民基本台帳費の負担金及び補助金の減の理由だと思います。そちらのほうについては、カード発行等に係る負担金等をJ-LISといいまして、地方公共団体情報システム機構のほうへ負担金等を収めておりましたが、一部分、国から直接そちらの機構のほうへ負担をするということが3月にございまし

て、その点で不用額が出ておるということでございます。

失礼いたしました。

○金行委員長

よろしいですか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、全体質疑を終了し、市民部の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時53分 休憩

午後 2時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開しますが、ここで、3時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時53分 休憩

午後 3時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

福祉保健部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは、福祉保健部の事業概要について説明いたします。

昨年度は、8月豪雨による多治比川の決壊という大災害と、新型コロナウイルス関係の全国的な感染拡大に対応する施策に追われた年だと思います。

災害対応では、多くの住宅が浸水したことから、初めて災害救助法の適用を受け、被災住宅の認定事務から、被災者生活再建支援金の窓口対応、義援金や見舞金の支給等、被災された市民の方はもとより、職員も大変苦労をいたしました。

また、ワクチンの接種事務では、予約方法やワクチンの管理、接種会場の運営など、これも初めての経験で、健康長寿課の職員を中心に福祉保健部内の職員、さらには他部署の職員の協力を得て、1回目、2回目の接種を進めました。年度の終わりには、3回目の追加接種や、5歳から11歳へのワクチン接種など、次々に国からの要請により現場は本当に疲弊していました。

さらに、子育て支援策として、子育て世帯生活支援特別給付金や、臨時特別給付金の給付事務、また国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険料の減免措置など、様々な事務事業に追われた年度でした。

以上で、概要説明を終わります。

事務事業の詳細につきましては、各担当課長から説明します。

よろしくお願ひいたします。

○金行委員長

続いて、社会福祉課の決算について説明を求めます。

久城社会福祉課長。

○久城社会福祉課長

それでは、社会福祉課が所掌いたします13の事務事業の令和3年度における決算の概要について説明いたします。

主要事業の成果に関する説明資料、51ページをお願いします。保健センター運営事業です。

実施内容欄のとおり、安芸高田市保健センターとふれあいセンターこうだは、安芸高田市社会福祉協議会へ指定管理を行い、八千代保健センターは直営管理を行いました。

52ページをお願いします。在宅福祉事業です。

1か所訂正をお願いします。実施内容、1、負担金補助金及び交付金

(3) 老人クラブ補助金、人数2,311人を2,072人に訂正をお願いします。

それでは、実施内容ですが、生活支援員制度交付金は、地域全体で高齢者等を見守る地域づくりのために。シルバー人材センター、サロン、老人クラブ補助金は、就労の場の確保、高齢者の社会的つながりを維持するために交付し、活動を支援しました。また、在宅高齢者の生活を維持するために必要なサービスを提供しました。

高齢者が感じる生活課題につきましては、令和5年度に策定する高齢者計画・第9期介護保険事業計画の中で、高齢者の日常の生活環境等を調査し、制度を見直していきたいと考えています。

続いて、53ページ、老人保護措置事業です。

実施内容としましては、老人福祉法の定めるところにより、経済上、環境上の理由により、居宅での生活が困難となった高齢者を養護老人ホームに措置しました。

措置者の年齢は60代から100歳まで幅広く、平均年齢は83歳で、入所期間が10年以上にもわたる方もいらっしゃいます。また、身寄りがない方や、かかわりを拒否する家族などの対応が増えてきています。

54ページをお願いします。社会福祉総務管理事業です。

実施内容としましては、通常の業務に加え、先ほど部長からもありました8月の豪雨災害による義援金の配分、貸付、弔慰金・見舞金などの支給を行いました。

このたびの災害を平成30年と比べてみると、建物の被害件数は平成30年が22件に対して、令和3年度は127件でした。

続いて、55ページをお願いします。生活困窮者自立支援事業です。

生活保護に至る手前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者の自立支援相談、住宅確保給付金、生活困窮者自立支援金の支給に取り組みました。

課題としましては、国の目安を上回る相談件数から、事業啓発の一定の効果を感じているところですが、より一層の制度の周知が必要です。

56ページをお願いします。福祉センター運営事業です。

吉田老人福祉センター及びふれあいセンターいきいきの里は、いずれも安芸高田市社会福祉協議会へ指定管理を行っております。

課題としましては、吉田老人福祉センターの未耐震化を挙げていますが、昭和58年に建築されていますので、耐震基準はクリアしていますが、老朽化が進んでおり、施設の存続についての整理が必要です。

申し訳ありませんが、「老朽化及び未耐震化に伴い」とありますが、説明のとおり、「老朽化に伴い」に訂正をお願いいたします。

続きまして、57ページ、障害者自立支援介護給付事業です。

実施内容としましては、障害のある人が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、相談支援や意思疎通支援などの様々な支援事業を実施しました。

令和4年度で障害者基幹相談支援センターの委託が終了することから、活動実績の評価を行い、次期契約に向け改善や重点支援等を検討していく必要があります。

58ページをお願いします。障害者自立支援訓練等給付事業です。

1か所加筆をお願いいたします。コスト情報の一番下の従事正職員数が人だけになっております。2.1を記入していただき、2.1人としてください。確認が不十分で、たびたびの訂正で申し訳ありません。

それでは、実施内容ですが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供、補装具費、自立支援医療費の支給を行いました。

就労系サービス利用者の一般就労を見据え、利用者、相談者、施設職員が協議しながら支援していきます。

続いて、59ページ、障害者福祉事業です。

実施内容としましては、障害のある人の自立と、社会参加を支援する目的で、タクシーチケット交付による重度障害者の外出支援や、障害者就労施設優先調達推進事業の実施、通所や通院の際の交通費の助成等を行いました。

あじさい横丁の定期開催に加え、令和3年度は広島県が初めて主催したオンライン出店の取組にも、当市でも2事業所が出店しました。

60ページをお願いします。

児童福祉法に基づく障害児に対する通所による療育支援と、障害者総合支援法に基づく育成医療費の助成を行いました。

児童に関する相談窓口が分かりにくい、どこに相談すればよいのか分からないといった意見があり、分かりやすく情報発信する必要があります。

令和3年度からリーフレットの作成作業を行っていましたが、今年度完成しましたので、学校、保育所、幼稚園、子ども発達支援センターなどで配布をしました。

続いて、61ページをお願いします。

重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当を支給し、負担の軽減を図ることを目的とした事業です。

国の法定受託事務であり、法律に定められた規定に沿って適切に運営を図るとともに、広報紙、ホームページなど、様々な方法で制度の周知を図っていきます。

62ページをお願いします。生活保護総務管理事業です。

実施内容としましては、最後のセーフティネットである生活保護の適正な運営を行うため、生活保護システム、レセプト管理システムの運用、医療費扶助の適正化対策、就労支援を行いました。

最後に63ページ、生活保護扶助事業です。

被保護者の困窮の程度に応じ、経済的支援を中心に事業を行いました。

生活保護の動向ですが、令和4年3月末の保護世帯数は163世帯、243人で、前年度と比べると4世帯、7人の増加でした。

新規開始のうち、コロナの影響と思われるものは令和2年度6件に対して、令和3年度は2件でした。

保護世帯数、保護者数は微増しましたが、コロナの影響は少なく、生計中心者の疾病や死亡による貯金の減少、喪失等、例年と同様の理由によるものでした。

以上で、社会福祉課の説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

田邊委員。

すみません、59ページの成果と課題のところでちょっと教えていただきたいんですけども、県主催のオンライン出店の取組というのは、これは単純にＥＣサイトということなんでしょうか。それともまた別に何かオンラインで出店する仕組みということなんでしょうか。そこをちょっと詳しく教えていただきたいんですけども。

暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時17分 休憩

午後 3時18分 再開

~~~~~○~~~~~

休憩を閉じて、再開いたします。

久城課長。

インターネットを通じた県が開設したサイトになります。

ほかに質疑ございますでしょうか。

南澤委員。

57ページの障害者自立支援介護給付事業の事業内容のところで、一番最後の（15）障害者地域生活支援システムの利用がゼロ回とあります、これは昨年もゼロ回だったんですけども、まずその要因をお伺いします。

久城課長。

この事業は、在宅障害者の介護者に何かあったときに駆けつける事業となっております。

利用がなかったのは、緊急対応がなかったこととなります。

ほかに質疑ございますでしょうか。

○金行委員長

○久城社会福祉課長

○金行委員長

○南澤委員長

○久城社会福祉課長

○金行委員長

熊高委員。

○熊 高 委 員

55ページの生活困窮者自立支援事業で、コスト情報の事業費の扶助費、当初予算、最終予算額、決算額とあるんですが、この決算額が最終予算額と差があることの理由をお聞きしたいんですが。

○金行委員長

○久城社会福祉課長

久城課長。

自立支援金の対象者に対して申請者のほうが少ないことが上げられます。また、この事業につきましては、令和3年度に新規の事業となっておりますので、これまでのデータと言いましょうか、参考となるものがございませんでした。そのことも少し要因しているかと思います。

熊高委員。

○金行委員長

○熊 高 委 員

分かりました。

で、かなり厳しい皆さんが多いということで、相談件数も多いということですが、延べ相談件数も県の平均よりも随分多いということですが、結果的に就労支援対象者も5人から25人に計画が実施になっておりますが、この結果で、課題にも書いてありますが、伴奏型の支援体制が必要、強化が大事というように書いてありますが、結果として、この支援をした皆さんも含めて、結果はどのようになつていいいるんでしょうかね。

厳しい人がたくさん相談に来られたということですが、就労できない人もいらっしゃるんでしょうけども、皆さんのが就労して、きちんと生活ができるように、ある程度支援できたということで理解してよろしいんでしょうか。

久城課長。

○金行委員長

○久城社会福祉課長

○金行委員長

そのように思っております。

ほかに質疑ございますでしょうか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

同じく、生活困窮者自立支援事業の、55ページのところなんですかけれども、実施内容の2、(3)の住居確保給付金支給件数及び金額のところで、令和2年を見ますと1件で4万円ということで、今年度が2件で14万2,000円となっていまして、これはどういう計算で、この件数と単価の基準をちょっと教えてください。

○金行委員長

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時22分 休憩

午後 3時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

言ってください。

久城課長。

○久城社会福祉課長

これは基準額と申しますより、収入と給付金の基準の差額を払うという事業なので、一律に幾らというわけではございません。ただし、期間としましては3か月を上限になっております。

すみません、3か月と申しましたが、状況により延長、再延長できることもございます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、社会福祉課に係る質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課の決算について、説明を求めます。

佐藤子育て支援課長。

よろしくお願ひいたします。

子育て支援課の令和3年度決算の主な事業について説明します。

主要施策の成果に関する説明書、64ページをお願いします。子育て支援センター運営事業です。

保護者の育児等に関する不安についての相談支援や、育児支援を行い、児童の健全育成を推進しました。

子育て支援センター事業として、プレイルームの運営、親子体操、子育て講演会を開催しました。

ファミリーサポートセンター事業と一時預かり事業は、安芸高田市社会福祉協議会へ委託し実施しました。

こども発達支援センターでは、相談支援や年齢に応じた教室活動を実施しました。また、在宅育児世帯支援給付金では、在宅育児を実施されている家庭の経済的負担の軽減を図っております。

成果の主なものが、こども発達支援センターでは、以前から課題であった午後教室の利用年齢を4歳まで広げることができました。また、令和4年度からは、利用年齢を5歳まで広げて教室を開催しております。

課題の主なものが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面での交流や相談支援が難しくなる中で、子育て中の親子が不安や悩みを深め孤立が深刻化することを防ぐために、オンラインによる子育て支援の取組を継続しております。

65ページをお願いします。

公立保育所管理運営事業です。公立保育所3園と公立認定こども園3園の管理運営を行っています。

入所児童数については記載のとおりです。

また、みどりの森保育所、高宮町のふなさ保育園、くるはら保育園の3園で一時預かり事業を実施しました。

成果の主なものは、美土里町、高宮町の保育施設において、生後2か月からの保育ができるよう備品等の整備を行ったことで、令和4年度から受入れができる体制が整ったところです。

66ページをお願いします。私立保育園支援事業です。

私立保育園4園と私立認定こども園2園の運営を支援する事業です。

入所児童数については、記載のとおりです。

成果の主なものは、八千代町内の2保育所を統合して、令和4年4月にやちよ保育園を開園できることです。

また、以前からの懸念事項である保育士不足解消のための事業として、令和4年度から住宅手当補助金と奨学金返済支援補助金の2事業を実施しております。

67ページをお願いします。放課後児童クラブ運営事業です。

市内11施設の16クラスの放課後児童クラブを、NPO法人子育て応援隊かんがるーに委託し、運営しています。

入所児童については、記載のとおりです。

課題として主なものでございますが、令和3年度に執行予定であったかみや児童クラブ新築工事を資材不足や価格高騰により延期しております。今年度、整備計画について再協議し、既存施設安芸高田市高宮物産館を改築することを現在検討しております。

68ページをお願いします。子育て世帯への臨時特別給付事業です。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、18歳までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、給付金を支給しました。

実施内容、成果と課題については、記載のとおりです。

69ページをお願いします。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業です。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。

実施内容、成果と課題については、記載のとおりです。

70ページをお願いします。

中学校を卒業するまでの子どもを養育する保護者に児童手当を支給して、経済的な支援を行うものです。

実施内容ですが、年3回の定期の支給と、転出等に伴う随時の支給を行っています。

支給月額、対象児童数、受給者数は記載のとおりです。

成果の主なものでございますが、毎年受給者から提出していただく現況届の提出が年度中に100%達成することができたことです。

71ページをお願いします。

児童遊園地4か所の運営管理を行いました。

成果としまして、遊具の安全点検を行っております。

72ページをお願いします。児童扶養手当事業です。

一人親、または父母以外の養育者の家庭で生活する状況にある18歳以下の児童がいる世帯を対象に支給をしています。

実施内容ですが、定期の支給と、転出等による随時の支給を行っています。

受給者、支給額等は記載のとおりです。

課題でございますが、過払い金の返還が滞りがちで、期間が長期化しているものについて、定期的な折衝が必要であると考えております。そ

して、過払い金の発生を防ぐためにも、事実婚や公的年金給付との併給調整などについて、引き続き、制度の周知に努めてまいります。

以上で、子育て支援課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

71ページの成果と課題の部分なんですけども、この課題の部分が令和2年度の事業評価シートと全く同じ文章なんですけれども、昨年はこの見直しの検討は、全ての遊具というふうにお答えいただいたと思うんですが、これ結局、撤去したものはあるんでしょうか。

佐藤課長。

昨年、安全点検をした結果で撤去をした遊具はございません。

田邊委員。

それは撤去する必要性がないというか、老朽してないとか、そういう理由ということでよろしいんでしょうか。

佐藤課長。

遊具の塗装が少しほげているとかいう点の問題点はやはりございます。ただ、安全領域が不足していて、撤去がすぐに望ましいという状況に今ございませんので、昨年度の撤去はございませんでした。

また、今年度も安全点検をした上で、適切な判断をしたいと考えております。

ほかに質疑ございますでしょうか。

山本数博委員。

決算書の95ページ、96ページなんですけど、目は児童手当で、節が負担金補助及び交付金なんですけど、不用額が1,540万円上がっているんですね。備考欄に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費と、支払った総額が書いてあるんですけど、この余ったお金は何だったのか、なぜ余ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

佐藤課長。

この給付金に関しましては、まず国のはうが児童手当を受けておる児童数によって概算で、安芸高田市は幾らですという指示額を出しております。それを基に予算計上しておりました。

それと、実際に支払った額との執行残がこちらに上げておる金額でございます。

この金額につきましては、国のはうに返還する必要がございますので、また12月補正のときに改めて計上させていただきたいと考えております。

山本数博委員。

次に、その下の6の障害児福祉費の扶助費ですね。それが559万2,000円余り、やはり不用額になっとるんですね。で、これはどういう関係で支給されんかったのか、御説明をお願いします。

所管は社会福祉課になるんです。

- 山本(数)委員 違う、すみません。
- 金行委員長 答弁できます。全体で、山本委員。
- ほかに質疑ございますでしょうか。
- 南澤委員。 南澤委員。
- 南澤委員 66ページのところで、私立保育園の支援事業ですね。活動成果指標、一番最後、下から2段目ですか、待機児童のところが6人というふうに書いてあります。これまでずっと待機児童ゼロだったかと思うんですけれども、この辺りの要因をお聞かせください。
- 金行委員長 佐藤課長。
- 佐藤子育て支援課長 この待機児童でございますが、実際に一つの園のみを希望されまして、その園が駄目だったら自宅で養育しますとか、育児休業を延長しますとおっしゃった方の人数を上げておりますので、実際に保育園に入りたくて入れなかった待機とはちょっと数値のほうが違っております。
- これにつきましては、昨年度も上げさせていただいておりましたので、今年度計上しております。
- 金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。
- 〔質疑なし〕
- 金行委員長 質疑なしと認め、これをもって、子育て支援課に係る質疑を終了いたします。
- 次に、健康長寿課の決算について、説明を求めます。
- 中村健康長寿課長。 中村健康長寿課長。
- 中村健康長寿課長 お願いします。健康長寿課が所掌する事業の決算概要について御説明いたします。
- それでは、説明資料73ページをお願いします。健康づくり事業です。
- 健康あきたかた21推進協議会と、食生活改善推進協議会におきましては、市の健康増進計画に基づいて、資質向上を目的とした研修会の実施を行いました。
- また、歯科衛生連絡協議会では、歯科医師会や教育委員会と連携し、中学生を対象とした教室や、歯科表彰などを行いました。
- なお、国と県の健康増進計画の健康期間を1年間延長し、令和6年度からの次期計画となりましたので、本市の計画においても、国と県の計画期間に合わせた次期計画にしたいと考えております。
- 続いて、74ページ、成人健康診査事業です。
- 人間ドック検診などの健診の実施、並びに新規事業として、大腸がん精密検査と脳ドック健診の一部助成を開始しました。
- 助成事業についての周知不足や対象を制限していたためと思われますが、申請者数が伸びていません。
- 今後におきましては、より多くの方に助成を受けていただけるよう、事業啓発を工夫すると同時に、コロナ禍においても受診控えをしないよう、働きかけが必要と考えます。
- なお、脳ドック健診の助成対象については、40歳から70歳までの10歳

刻みとしていたところを、今年度からは、40歳から70歳までの方とし、対象を拡大して実施しております。

続いて、75ページ、成人支援事業です。

精神保健事業、健康とどけ隊事業などを実施しております。

健康とどけ隊事業については、健康づくりと介護予防の一体化事業として、新規に開始し、具体的には、管理栄養士と保健師や健康あきたかた21推進員が一緒に地域に集会所などに出向いて、体組成計で参加者の筋肉量などを測定し、結果に合わせた保健指導や、家庭でできる運動などを実際にを行い、介護予防に努めました。

続いて、76ページ、母子健康診査事業です。

妊娠婦や乳幼児を対象とした健康診査を実施し、集団検診の未受診者に対しては、家庭訪問や電話などで乳幼児の全数把握を行い、必要に応じて医療機関などにつなぎました。

今後におきましても、保育所等と連携を図り、受診率向上に努めてまいります。

次に、77ページ、母子保健事業です。

育児相談、母乳相談をはじめとする相談会や、生後2か月までの赤ちゃん訪問、そして不妊治療費の一部助成を行い、そして新規として、産前・産後サポート事業並びに産後ケア事業を開始しました。

産前・産後サポート事業は、ヘルパー事業所に委託して、家事支援を中心に実施、そして産後ケア事業は、県助産師会に委託して、宿泊、通所、訪問の3つの形態で実施して、産後の体調回復のためのケアや母乳ケア、育児全般の相談を行い、産後のお母さんが安心して子育てができるよう支援を行いました。

また、新規に助産師を会計年度任用職員として雇用し、相談支援体制を整えることができました。

なお、5歳児相談会は希望の保護者を対象として実施しておりましたが、今年度からは、5歳児全員を対象とした相談会に変更をしております。

続いて、78ページ、診療所運営事業です。

J A吉田総合病院の御協力により、川根診療所を週2日開設し、へき地の医療の確保に努めました。

来院患者数の減少や、施設の老朽化があり、今後の診療体制の整備について、J A吉田総合病院と十分協議をする必要があると考えます。

次に、79ページ、医療体制整備事業です。

安芸高田市医師会と、J A吉田総合病院の御協力により、24時間、365日の救急医療体制の確保を図りました。

J A吉田総合病院の災害復旧補助としては、大雨による被災からの迅速な復旧が不可欠なため、病院1階部分の清掃、消毒、災害ごみの処分、エレベーターや自動ドアの修繕等に対しまして補助金を交付しております。

今後とも、生活に欠かすことのできない医療の確保をしていく必要があると考えております。

続いて、80ページ、予防接種事業です。

子どもと高齢者の定期予防接種並びに、子どもインフルエンザ予防接種の一部助成を行いました。

接種状況については、記載のとおりです。

続いて、81ページをお願いします。新型コロナウイルスワクチン接種事業です。

ここで、申し訳ございませんが、シートの訂正をお願いします。

コスト情報の中の事業費、その他のコメント欄、負担金補助及び交付金422万円ほかと記載しておりますが、自動車借上げ、システム使用料ほかで311万7,000円に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

市医師会やJ A吉田総合病院などの関係機関の御協力により、国や県の指示の下、3回目までの接種を集団と個別の形で実施をしました。

接種開始時期については、記載のとおりで、成果としましては、9月12日現在の3回目の接種率は74.6%で、県平均より高い接種率となっております。

今後におきましても、関係機関と連携を図り、希望者が確実に接種を受けられるよう、接種体制を整えていきたいと考えております。

以上で、健康長寿課の主要事業の決算概要についての説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

南澤委員。

75ページ、成人支援事業の実施内容2のプール健康教室のところなんですがけれども、参加者の延べ人数は記載されていますが、これは延べではなくて、順でいくと幾つの人数になりますでしょうか。

中村課長。

現在ここには延べ人数149人と記載していますが、実際の参加者数としましては、63名というふうに把握しております。

ほかに質疑ございますでしょうか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって、健康長寿課に係る質疑を終了いたします。

次に、保険医療課の決算について、説明を求めます。

井上保険医療課長。

それでは、保険医療課が所掌いたします事業について御説明申し上げます。

資料のほう83ページをお願いいたします。乳幼児医療公費負担事業でございます。

この事業は、子どもに係る医療費の自己負担分の一部を公費負担し、養育者の経済的負担の軽減と、子どもの疾病の早期発見、早期治療を図るものでございます。

本市では一部、対象児童が社保の被保険者本人である場合を除いて、ゼロ歳から18歳到達の年度末までの間を助成の対象としております。

令和3年度末時点の受給者数は、実施内容欄の中段に記載のとおりでございます。補助対象については、ゼロ歳から6歳までの就学前まで、単市事業につきましては、小学1年生から18歳までの受給者数でございますけれども、児童数の減少とともに、いずれも前年度を下回ってございます。

18歳までの入院、通院医療費を助成対象としている自治体は、県内でも6市町のみでございます。今後、ホームページの掲載に加えて、ネウボラあきたかた子育てガイド等の活用により、対象者にさらなる周知を図ってまいります。

続きまして、84ページをお願いいたします。

介護保険事業でございます。こちら、国の補助事業の名称として介護保険事業しておりますけれども、事業の内容といたしましては、社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減制度でございます。生活保護受給者など、低所得で生計が困難な方に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減を行った場合、対象経費の一部を市が助成するものでございます。

令和3年度におきましては、実施内容の下段にありますように、3施設、対象者21名の負担軽減分に対して助成を行っております。このうち4分の3、75%相当が県からの補助金となってございます。

86ページをお願いいたします。重度心身障害者医療公費負担事業。

身体障害者手帳1級から3級まで、療育手帳のⒶ、A、Ⓑの手帳所持者で一定の所得基準を満たす者に対して医療費の自己負担分を公費助成するものでございます。

また、令和3年度より、精神障害1級の対象であって、自立支援医療受給者証、精神通院をお持ちの方を対象とする新たな助成制度が県の補助事業として創設されました。

令和3年度は、身体障害者手帳保持者1,064人と、精神障害者保健福祉手帳保持者9人に対して医療費の助成を実施しました。

続いて、87ページをお願いいたします。

ひとり親家庭等医療公費負担事業でございます。所得要件を満たしているひとり親家庭に対し、医療費の自己負担分を公費助成するものでございます。

令和3年度の実施状況ですが、県費助成の対象となる310人に対して、医療費の助成を行いました。

課題でございますけれども、県の福祉医療補助事業による所得制限がありまして、全ての方の負担軽減が行われていないというところが課題

でございます。ひとり親医療の助成の給付要件については、県の交付要綱に定めてございます。ひとり親の就労を促すためにも、所得制限の緩和について、広島県市長会議で要望書を提出してございます。

続いて、88ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業でございます。75歳以上の後期高齢者及び65歳以上の前期高齢者のうちで、一定の障害により認定を受けた方が対象の医療制度でございます。

事業費の支出の主なものは、保険者である広島県後期高齢者医療広域連合への市町負担金及び健康診査や人間ドック、歯科健診に係る業務委託料が主なものでございます。

令和3年度の実施内容でございますが、75歳以上を対象とした個別健診、集団健診、人間ドック健診の受診に係る費用助成、それから、75歳、80歳到達者を対象とした歯科健診無料受診券の発行を行ったほか、複数の調剤薬局から6種類以上の薬剤を処方されている方に対して、服薬情報通知を実施いたしました。

今後も、広報紙等で口腔ケアや健診の重要性について啓発を行い、健康新意識の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続いて、90ページをお願いいたします。国民年金事務でございます。

国民年金法に基づき、国民年金被保険者及び国民年金受給者からの各種申請届出の受理、制度の手続等に関する相談受付を行いました。

主な支出は、会計年度任用職員の人事費と、制度改革に伴うシステム改修費用などでございます。

年金事務所と連携して、本庁、各支所窓口での各種相談申請受付や、相談受付を行うとともに、加入の際に制度の説明や、保険料の口座振替納付の勧奨等を行い、納付率の向上につながる取組を行いました。

以上で、保険医療課が所管します一般会計事務事業に係る説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認め、これをもって、保険医療課に係る質疑を終了いたします。

ここで、福祉保健部全体に係る質疑を行います。質疑はありますか。

山本数博委員。

それでは、決算書の95ページ、96ページの目次6の障害児福祉費、節19の扶助費が559万2,000円ほど不用額になつたんですが、どういうことで要らないようになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

久城課長。

扶助費ですが、こちらのほうは、放課後等デイサービス児童発達支援等の通所支援に係りますもの、相談支援に係ります扶助費になっていま

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、保険医療課に係る質疑を終了いたします。

ここで、福祉保健部全体に係る質疑を行います。質疑はありますか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

それでは、決算書の95ページ、96ページの目次6の障害児福祉費、節19の扶助費が559万2,000円ほど不用額になつたんですが、どういうことで要らないようになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

久城課長。

○金行委員長

扶助費ですが、こちらのほうは、放課後等デイサービス児童発達支援等の通所支援に係りますもの、相談支援に係ります扶助費になっていま

す。

で、報酬単価に利用日数や利用者数を掛けて算定しております。月に200万円前後の動きがあるときもあり、2月の補正のときに不用なものについては減額をしておりますが、予測ができませんでしたので、そのままにしてありました。

○金行委員長

先ほど、久城課長のことをくらしろと言いましたが、訂正をさせていただきます。

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって、全体の質疑を終了し、福祉保健部に係る一般会計決算の審査を終了いたします。

訂正のこともありましたので、訂正を許します。

中村課長。

先ほど、南澤議員様の御質疑、プール健康教室の参加人数、私先ほど63名というふうにお答えしたんですけど、吉田温水プールの教室が4期あります。4期の合計が63名であって、1期ごとの参加者が14名から18名というふうになっております。

以上です。訂正します。ありがとうございます。

よろしいですか。

ここで、説明員退席のため、また、換気のため、4時5分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時56分 休憩

午後 4時05分 再開

~~~~~○~~~~~

休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、認定第1号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計決算の審査に移ります。

認定第2号「令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計の決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

それでは、令和3年度国民健康保険特別会計の決算の概要について説明をいたします。

令和3年度末の国保被保険者数は、5,541人です。市全体の人口の占める割合は20.3%で、全被保険者の56.2%が65歳から74歳までの高齢者という状況にあります。

国保の資格異動、保険給付等に関する業務は、保険医療課、国保税の賦課、収納業務は税務課、保健事業は健康長寿課でそれぞれ担当し、業務を行っています。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○金行委員長

続いて、要点の説明を求めます。

○井上保険医療課長

井上保険医療課長。

それではお願ひいたします。

91ページのほうをお願いいたします。国民健康保険特別会計運営事業でございます。

令和3年度の国保運営事業の実施内容として、国保の資格管理や給付管理のほか、レセプト点検による過誤調整、ジェネリック医薬品を使用した場合との差額通知の送付、また、複数の薬局等から6種類以上の服薬を処方されている方への服薬情報を通知するなど、保険給付の適正化につながる事業を実施しました。

国保税の収納率向上対策として、資格証明書や短期被保険者証の発行を行い、税務課と連携して、納税折衝を行っています。

令和6年度には、県によって準統一の保険料率が示され、市町は県が指定した保険料率に合わせていくこととなり、来年度は、国保の県単位化以降、激変緩和期間の最終年度となります。令和6年度に向けて、急激な負担の上昇とならないよう、円滑な税率の改定を行う必要がございます。

続きまして、健康長寿課が所管します保健事業について御説明申し上げます。

○金行委員長

続いて、説明を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長

続きまして、健康長寿課が所掌する国民健康保険特別会計の保健事業の決算概要について御説明いたします。

82ページをお願いします。

特定健診、糖尿病予防教室、生活習慣病重症化予防事業などを実施しました。タブレットを使用するなど、感染防止対策を講じて実施しましたが、例年のように家庭訪問をして参加勧奨を十分に行えなかつたこともあり、参加者を増やすことができませんでした。

生活習慣病重症化予防事業におきましては、新規参加が少ない状況ではありましたけれども、平成25年度からの新規参加者が280人余りに達しておりますので、その方たちに対しまして、生活習慣の改善状況について、電話や手紙で確認し、保健指導も併せて行いました。

特定健診結果から、本市は糖尿病で服薬している人が県平均の1.4倍、また、透析移行となった方の6割以上の方の起因が生活習慣であります、この生活習慣のうちの5割以上が糖尿病が起因している状況です。

今後におきましては、より多くの方に参加していただけるように、参加勧奨に力を入れ、糖尿病のリスクのある方の重症化をしっかりと予防していきたいと考えております。

以上で、国民健康保険特別会計保健事業の決算概要についての説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号「令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」終了いたします。

次に、認定第3号「令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

それでは、令和3年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について説明をします。

後期高齢者医療の保険運営につきましては、県内の全市町が加入する広域連合によって実施されており、本市の被保険者数は令和3年度末で6,365人です。

詳細につきましては、担当課長から説明をします。よろしくお願ひします。

続いて、要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

それでは、89ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計でございますけれども、この会計におきましては、被保険者の方が支払われた保険料に、低所得者の保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金等を加えた額を保険料納付金として広域連合に納めるほか、システム使用料等の事務経費が主なものでございます。

保険料の収納率向上のため、滞納整理実施計画書に基づいた保険料の徴収を実施し、新たな滞納が生じさせないようにするために、特に、現年度分の徴収の徹底に努めてまいりました。

令和3年度においては、コロナ感染症の影響で臨戸訪問による折衝が十分に実施できない中においても、現年度分、過年度分共に前年度の収納率を上回ることができました。

後期高齢者医療の被保険者は高齢であるため、制度の説明や保険料の納付方法など、分かりやすい説明を丁寧に行っていくことが重要と考えております。

以上で、説明を終わります。

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号「令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第4号「令和3年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは、令和3年度介護保険特別会計の決算の概要について説明します。

本市の介護保険の第1号被保険者数は、令和3年度末において、1万1,009人、そのうち、要介護、要支援認定者は2,608人です。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願いいいたします。

○金行委員長

続いて、要点の説明を求めます。

井上保健医療課長。

○井上保健医療課長

それでは、資料のほう85ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございます。

介護保険事業及び地域支援事業における市の負担分は、介護給付費、予防給付費の12.5%、それから任意事業等の19.25%相当分と、市の単独事業に要する経費、低所得者に対する保険料の軽減相当分及び総務管理費に相当する費用で、これらを一般会計から介護保険特別会計に繰出し、財源として充当してございます。

令和3年度の介護給付費の特徴としまして、施設サービス利用者が減少し、地域密着型サービス利用者が増加している傾向にございます。市内の老人保健施設の廃止により、利用者の一部が地域密着型サービスなど、在宅サービスに移行したことが一因と考えられます。

また、地域支援事業については、コロナ感染症の影響により、介護予防教室の開催数の減少などにより、前年度を下回ってございます。

保険給付の適正化事業として、ケアプラン点検事業やサービス事業者への実地指導、それから介護給付費の通知等を実施したほか、滞納対策本部と連携した取組で、介護保険料の収納率を向上することができました。

また、介護保険を利用していない高齢者を対象とするげんき教室や、老人クラブやサロンなどの団体を対象とするいきいき介護予防教室を実施し、高齢者の健康維持と閉じこもり防止、またフレイル防止を図りました。

今年度は、第8期介護保険事業計画の中間年となっております。計画値と実績値の乖離値について検証を行い、進捗状況について管理を行ってまいります。

以上でございます。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、以上で、認定第4号「令和3年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の審査を終了し、福祉保健部の審査を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了しましたので、これにて散会いたします。  
次回は、26日、午前9時より再開いたします。  
御苦労でした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時16分 閉会